

「公的統計市場に関する年次レポート 2016」

—公的統計調査のプロセス保証に向けて—

2017 年5月

 一般社団法人 **日本マーケティングリサーチ協会**
公的統計基盤整備委員会

はじめに

2016 年度で当委員会の活動も 9 年目を迎え、本年度も昨年度に引き続き市場動向分析小委員会、ガイドライン推進小委員会、資格制度推進小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。市場動向分析小委員会では、公的統計の民間開放の状況を確認するため、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって府省において民間事業者を活用した案件の落札情報を収集し、府省別・委託先別等の視点で検討を行った。また、J M R A 会員社を対象として行っている調査では、J M R A 会員社における社員および調査員への教育・訓練の取り組みや社員の保有資格等のインフラ整備状況、府省への参入意向等について調査した。ガイドライン推進小委員会では、市場化テスト終了事業となった 3 つの統計調査業務について、市場化テスト期間中と終了後の入札における実施要項、仕様書を取りあげて比較・評価し、その変化を検証した。2006 年 7 月に施行された競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)は施行 10 年を迎え、新たな統計調査が対象事業に選定されるなか、良好な実施結果が得られたとして市場化テストを終え、公共サービス改革法の対象外となる統計調査事業も出てきている。対象外となった統計調査業務の仕様書が、継続して応札者にとってよい仕様書であるかどうかは重要な問題であり、十分な検討が必要といえる。当委員会は統計検定センターが実施する統計調査士・専門統計調査士試験に委員を派遣するなど協力をしている。両資格は調査を実施する組織能力および調査データの解析力を保証するものであり、企業等組織が認証を受ける国際品質保証 I S O 20252 とともに民間事業者の調査品質の維持・向上につながる重要な資格制度である。資格制度推進小委員会では本資格試験について会員社での資格取得を推進するために資格制度の周知広報、資格制度の課題の検討と改善提言を行った。そして、本年度も統計調査士、専門統計調査士試験対策講座を実施した。

本年度も関係各府省や有識者の方々に講演を依頼し、意見交換を行うとともに、各府省等の要請により委員会等の会議に出席し、民間事業者の立場から意見表明を行った。当委員会の活動を支えていただいた関係各府省・諸団体および有識者の方々に、深甚なる謝意を表す。当委員会は、来年度も公的統計の発展への協力を目指して、活動を強化していく所存である。関係各位には、来年度もさらなるご指導を賜ようお願い申し上げます。

なお、当委員会代表幹事として委員会活動を牽引してきた武井雅氏、保坂好寛氏が退任された。両氏には委員会のさまざまな活動を支えていただいた。また当協会事務局長として、当委員会活動に多大な尽力をいただいた渡部和典氏が本年度をもって退任し、来年度より中路達也氏に交代する。ここに武井氏、保坂氏、渡部氏に対して、委員会としての謝意を記す。

2017 年 5 月

公的統計基盤整備委員会
委員長 中山 厚穂

目 次

(頁)

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯	3
1.2 委員会の目的	3
1.3 委員会の構成	3
1.3.1 参加企業及び委員	3
1.3.2 組織体制	4
第2章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)	9
2.1 委員会の開催	9
2.2 府省とのコンタクト状況	9
2.2.1 関係各府省等への表敬訪問	9
2.2.2 総務省政策統括官(統計基準担当)	10
2.2.3 総務省行政管理局公共サービス改革推進室	10
2.2.4 経済産業省	11
2.3 基調講演の企画、開催	11
2.4 委員会等の傍聴	12
2.5 関係機関、関係団体の動向	13
2.5.1 一般社団法人 日本品質管理学会	13
2.5.2 一般社団法人 日本統計学会	15
2.5.3 一般社団法人 社会調査協会	16
2.5.4 公益財団法人 統計情報研究開発センター	18
2.5.5 ISO/TC225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会	18
2.5.6 公益財団法人 日本世論調査協会	20
第3章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)	23
3.1 市場動向分析小委員会	23
3.1.1 市場動向分析小委員会の活動	23
3.1.2 検討結果の要約	24
3.1.3 公的統計の民間開放の状況	26
3.1.4 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要	34
3.2 ガイドライン推進小委員会	36
3.2.1 「ガイドライン推進小委員会」と2016年度テーマについて	36
3.2.2 市場化テスト期間中と市場化テスト終了後の仕様書比較結果の要約	40
3.2.3 科学技術研究調査(平成29年～31年調査)の実施業務(総務省)のケース	43
3.2.4 消費動向調査の実査業務(内閣府)のケース	50
3.2.5 平成28年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析(農林水産省・経済産業省)のケース	55
3.3 資格制度推進小委員会	64
3.3.1 資格制度推進小委員会の活動	64
3.3.2 検討結果の要約	65
第4章 公的統計調査における民間活用の状況と課題	73
4.1 公的統計調査における民間活用の状況	73
4.1.1 各府省における民間活用の状況	73
4.1.2 調査手法による民間活用の状況	77

4.1.3	調査周期別の民間活用の状況	78
4.2	民間調査会社における調査インフラ等の整備状況	79
4.2.1	民間調査会社における資格の保有状況	79
4.2.2	民間調査会社における調査員の保有状況	81
4.2.3	民間調査会社における公的統計調査業務への調査手法別の対応力	83
4.3	民間調査会社の課題とその対応	84
4.3.1	民間調査会社の調査インフラの整備状況と課題	84
4.3.2	民間調査会社の公的統計調査業務への参入動向と課題	85
4.3.3	統計調査における民間活用の展望	86

<資料編>

資料1.	「調査インフラ等に関する実態調査」報告書(2016年11月実施)	(1)
資料2.	「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」(総務省行政管理局公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会)における検討案件の反映状況	(63)
資料3.	「2016年統計調査士・専門統計調査士受験対策講座」案内	(79)
資料4.	「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」(総務省行政管理局公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局)	(83)
資料5.	「市場化テストを実施している統計調査」(総務省行政管理局公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局)	(89)
資料6.	「公共サービス改革施行10年の成果と課題」(総務省行政管理局公共サービス改革推進室)	(93)
資料7.	「政府統計における民間委託の現況と今後の展開」(総務省政策統括官室基本計画担当)	(105)
資料8.	委員会等の傍聴資料	(119)

第 1 章 公的統計基盤整備委員会の概要

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「公的統計の整備に関する基本的な計画」（基本計画）として策定し、2009年3月に閣議決定の運びとなった。そして2014年3月にはⅡ期目となる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期基本計画）が閣議決定され、新たな5年間のスタートを切った。「基本計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要性が指摘されている。こうした期待と要請に応じていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会（以下、「J M R A」という）では幅広く他の業種・業態の企業、団体に参加を呼びかけて、2008年4月にJ M R A内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会（以下、「当委員会」という）を設立した。

1.2 委員会の目的

当委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間調査会社としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政府省をはじめとする関係機関や学識者に民間調査会社の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下、公的統計調査業務における民間調査会社の活用が円滑に推進されることを目指す。

また、J M R Aとしては委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して「官・学・民」の連携や友好関係がより一層深まることを目指す。

1.3 委員会の構成

1.3.1 参加企業及び委員

当委員会は17社2大学4個人会員で構成し、委員30名と事務局員4名で運営した。

イプソス(株)	金子	順勇
(株)インテージ	土屋	薫
(株)インテージリサーチ	鋤柄	卓也
(株)SRDアソシエイツ	南條	晃一
個人会員	飯田	房男
個人会員	岩間	伸之
個人会員	小須田	巖
個人会員	武井	雅

(2017年1月まで(株)日本リサーチセンター)

(株)サーベイリサーチセンター	岩崎	雅宏
(株)サーベイリサーチセンター	齋藤	禎彦
(株)サーベイリサーチセンター	高輪	哲誉(2016年7月より)
GMOリサーチ(株)	工藤	公久(2016年7月より)
首都大学東京大学院社会科学部研究科	中山	厚穂
(一社)新情報センター	平栗	紀生(2016年7月より)
(一社)中央調査社	山中	博司
(株)東京サーベイ・リサーチ	芦川	勝彦
東洋大学大学院社会学研究科	島崎	哲彦
(2017年4月より同大学現代社会総合研究所)		
(株)日経リサーチ	鈴木	大輔(2016年9月より)
(株)日経リサーチ	深井	潔(2017年4月より)
(株)日経リサーチ	保坂	好寛
(株)日本能率協会総合研究所	佐野	尚人(2016年7月より)
(株)日本リサーチセンター	高島	美保(2017年4月より)
(株)日本リサーチセンター	吉田	佳子
(株)ビデオリサーチ	朝倉	真粧美
(株)ビデオリサーチ	森	正実
(株)マーケティング・サービス	大竹	延幸
(株)マーケティング・サービス	櫻井	由紀(2016年7月より)
(株)マーシュ	里村	雅幸
(一社)輿論科学協会	井田	潤治
(株)三菱総合研究所	保坂	孝信
J M R A	渡部	和典
J M R A	中路	達也
J M R A	上杉	公志
J M R A	杉江	佳奈(2017年2月まで)

1.3.2 組織体制

当委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

(1) 全体会議

全体会議は全委員が参加する会議とし、2016年7月より月例で開催した。全体会議では各月の活動状況の報告と幹事会で検討された事案についての承認を行った。

(2) 幹事会

幹事会は委員の中から選出した以下のメンバーが参加し、2016 年 6 月より月例で開催した。幹事会では当委員会の 1 年間の活動方針や具体的な取り組み内容の検討、各月の活動報告と活動上の課題解消についての検討を行った。

担当理事	大竹 延幸	(株)マーケティング・サービス
顧問	島崎 哲彦	東洋大学大学院社会学研究科 (2017 年 4 月より同大学現代社会総合研究所)
顧問	岩間 伸之	個人会員
委員長	中山 厚穂	首都大学東京大学院社会科学研究科
代表幹事	齋藤 禎彦	(株)サーベイリサーチセンター
代表幹事	土屋 薫	(株)インテージ
代表幹事	保坂 好寛	(株)日経リサーチ (2017 年 3 月まで、2017 年 4 月より深井 潔)
代表幹事	武井 雅	(株)日本リサーチセンター (2017 年 1 月まで、2017 年 4 月より高島 美保)
幹事	鋤柄 卓也	(株)インテージリサーチ
幹事	井田 潤治	(一社)輿論科学協会
幹事	芦川 勝彦	(株)東京サーベイ・リサーチ
幹事	森 正実	(株)ビデオリサーチ
幹事	岩崎 雅宏	(株)サーベイリサーチセンター
幹事	山中 博司	(一社)中央調査社
事務局長	渡部 和典	J M R A
事務局	中路 達也	J M R A
事務局	上杉 公志	J M R A
事務局	杉江 佳奈	J M R A (2017 年 2 月まで)

幹事会の役割

- ◆ 委員会の運営責任
- ◆ 活動方針の素案を作成
- ◆ 活動に必要な人材の確保と円滑な運営の検討
- ◆ 関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ◆ 基調講演の企画、開催
- ◆ 関係機関等主催の研究会、委員会及び意見交換会への参加
- ◆ 各府省等から求められる意見招請等に対応しての原案作成と協会手続きを経た上での意見書(パブリックコメント)提出
- ◆ 各府省等からの調査依頼や案内等に関する会員社への広報の承認
- ◆ 統計委員会、官民競争入札等監理委員会の傍聴
- ◆ 委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

(3) 小委員会

当委員会の体制には専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行う組織として、以下の3つの小委員会を設置した。

① 市場動向分析小委員会（リーダー：鋤柄委員、サブリーダー：森委員）

J M R A 会員社に向けた調査インフラ等に関する実態調査の企画・実施、及び 2016 年度の公的統計調査業務における民間活用の状況整理等を行った。

② ガイドライン推進小委員会（リーダー：井田委員、サブリーダー：岩崎委員）

統計調査における民間事業者の活用事例から複数の案件を選択し、その入札実施要項と総務省から示されている「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」との差異についての検証を行った。

③ 資格制度推進小委員会（リーダー：芦川委員、サブリーダー：山中委員）

J M R A 会員社における統計調査士・専門統計調査士の理解促進と課題の収集、及び多方面への周知広報を行うとともに、受験対策講座 3 期目の企画及び開催を行った。

第 2 章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)

2.1 委員会の開催

当委員会は2016年6月から2017年5月を2016年度の活動期間とし、月例にて全体会議及び小委員会を計10回(6、8月は休会)、幹事会を計11回(8月は休会)開催した。なお各会議は同日に開催し、「幹事会」「全体会議」「小委員会」の順に行った。

幹事会は第1回目の会議で1年間の活動方針や具体的な取り組み内容を検討し、第2回以降の会議で各委員の活動状況や課題の報告、課題解決に向けた検討の場とした。全体会議は府省とのコンタクト状況、公的統計調査における府省の動向、各小委員会の活動状況、関連団体及び学会の動向等について担当委員による報告の場とし、全委員でその報告内容を共有した。また幹事会で検討した事案についての承認は、全体会議で行った。

小委員会は「市場動向分析」「ガイドライン推進」「資格制度推進」の3つの小委員会を設置し、専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行った。

2.2 府省とのコンタクト状況

2.2.1 関係各府省等への表敬訪問

当委員会の活動の一貫として、委員会の年間活動を取りまとめた報告書(公的統計市場に関する年次レポート2015)を総務省政策統括官(統計基準担当)並びに統計局長、各府省統計主管部署及び関係機関に持参し、活動内容の説明を行うとともに公的統計調査における民間調査会社の活用に関して意見交換を行った。なお総務省政策統括官(統計基準担当)並びに統計局長への表敬訪問では、JMR Aの協会長と担当理事も同席した上で引き続き官民双方の立場での意見交換を実施していくことについて依頼をした。

表 2-2-1-1 表敬訪問先一覧

府省等	訪問先
総務省	政策統括官(統計基準担当)
	統計局
	行政管理局公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局
内閣府	大臣官房政府広報室
	経済社会総合研究所
経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室
	大臣官房調査統計グループ経済解析室
	大臣官房調査統計グループ構造統計室(レポート配付)
	大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室
	大臣官房調査統計グループサービス動態統計室
	大臣官房調査統計グループ総合調整室
	大臣官房調査統計グループ統計企画室
	大臣官房調査統計グループ統計情報システム室
農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官
	大臣官房統計部生産流通消費統計課
厚生労働省	政策統括官(統計・情報政策担当)

2.2.2 総務省政策統括官(統計基準担当)

2017年(平成29年)3月に改正を予定している「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」へのプロセス保証の導入と民間委託の裾野拡大等について、総務省政策統括官(統計基準担当)が主催する統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループと民間調査会社との意見交換会が2016年8月に行われた。J M R Aからは統計調査業務に係る政府調達への参加者4社と非参加者2社の計6社が参加し、「プロセス保証の導入」「ジョイント・ベンチャー形態での入札参加の推進」「分離調達の推進」等のテーマで意見交換が行われた。当日はテーマ毎のJ M R Aの見解と、J M R A会員社の統計調査業務への参入障壁や参入に向けた取り組みの説明を行い、官民双方の視点から活発な意見交換が行われた。改正後の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」には意見交換会での内容も反映されており、引き続き国と連携して統計調査における民間調査会社の活用に向けた活動を行っていく。

また、J M R Aとして「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改正内容や統計調査市場の動向等の理解を深めるため、2017年3月17日に地方専門官兼管理官補佐 宮内竜也氏を講師として招き、「政府統計における民間委託の現況と今後の展開」というテーマでの基調講演を開催した。当委員会では公的統計市場の動向を民間調査会社に伝えていくため、今後も同様の活動を行っていく。

2.2.3 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会の事務局である総務省行政管理局公共サービス改革推進室とは、表敬訪問での意見交換の他に公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集で、一者応札の改善に向けた意見提出を毎年行っている。2016年度は9月5日から9月30日までの期間で意見募集が行われ、J M R Aからは、①府省及び地方公共団体で実施される統計調査への公共サービス改革法適用事業の拡大、②特定事業者が保有する技術や情報の分離調達の2点について意見を提出した。またJ M R Aでは一者応札改善のため、特定の調達案件についての意見提示も行っており、調達仕様や実施要項の記述内容の改善と特定事業者が保有する情報の分離調達について意見を提出している。2016年6月28日に開催された官民競争入札等監理委員会の第52回施設・研修等分科会では、意見提出を行った調達案件の入札関係資料が示された。その内容をみると、仕様書の改善が見られたものの、分離調達の採用までには至らなかった。公共サービス改革法適用案件の調達仕様が、「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」に沿って作成されており、透明性に優れていることから、J M R Aとしては同調達を含め一者応札となっている調達案件に対して、調達仕様の改善と公共サービス改革法適用の拡大について求めていく。

公共サービス改革法は2006年(平成18年)7月の施行から10年を迎えており、本年度6月に公共サービス改革基本方針の見直しが行われた。本年度は「官民競争入札等監理委員会・あり方検討に関するワーキンググループ」が設置され、今後の公共サービス改革法運用のあり方についての検討が行われた。この検討結果を受けて「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」「官民競争入札及び民間競争入札の実施要

項案の作成及び審議の進め方」「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」の一部が2017年(平成29年)3月に改正されており、民間事業者の参入を促すため「改善提案(代替提案)や性能発注」「民間事業者へのインセンティブ付与」「I o Tの活用」等が新たに盛り込まれた。このような国の動きについてJ M R Aでも理解を深めるために、2017年1月13日にJ M R A事務局へ参事官補佐(総括)平原長英氏を講師として招き、「公共サービス改革施行10年の成果と課題」というテーマで基調講演を開催した。公共サービス改革法の新たな取り組みが統計調査における民間活用にどのような影響を与えるのか、その動向を把握していくためにも同室とは今後も密な情報交換を行っていく。

2.2.4 経済産業省

経済産業省は統計調査における民間活用を積極的に行っている府省であるとともにJ M R Aの管掌府省でもあることから、毎年調査統計グループの部署単位で表敬訪問を行っている。同省の表敬訪問ではJ M R A会員社が受託者となっているケースも多いことから、年次レポートの説明の他に発注者・受託者という視点での意見交換も行われた。本年度は既に民間活用が行われている構造統計に加えて動態統計の一部が新たに民間活用となったことから、民間調査会社に対して同省が行ってきた取り組みの継承方法や民間調査会社の調査インフラの整備状況、プロセス保証導入に対しての取り組み方針等が話題となった。同省では、さらに統計調査の民間活用が拡大していくと考えており、当委員会としてはJ M R A会員社の調査インフラの整備状況や品質保証への取り組み方針について把握しておくとともに、同省への情報発信を行っていく必要があると考えている。

2.3 基調講演の企画、開催

代表幹事にて8つのテーマ案を検討し、全体会議にて各委員の意向を諮ったうえで、テーマの優先順位の判断を行った。基調講演の依頼にあたっては、代表幹事が依頼先とコンタクトを取り、期待する講演内容などの摺合せを行った。

2016年度は、公共サービス改革法施行10年ということを踏まえ、その成果と課題についての検討が行われていたことから、どのような議論がされたのかを総務省行政管理局公共サービス改革推進室よりお話いただいた。また、公共サービス改革法に関わらず進行している統計調査の民間委託の今後の方向性について、同じく総務省政策統括官室基本計画担当よりお話いただいた。いずれのテーマも、今後の中長期の市場動向を把握するために大変重要なテーマであり、高い関心を持って出席者から活発な質疑応答が行われた。さらに、政策統括官室からも新しい統計のあり方を検討するために民間の動向を把握したいと、事前に質問事項をご提示いただき、意見交換を実施することができた。

表 2-3-1 当委員会における基調講演会

時期	委員会	基調講演タイトル	所属	講師	参加者数
2017 年 1 月 13 日	第 6 回	「公共サービス改革施行 10 年の成果と課題」	総務省行政管理局公共サービス改革推進室 官民競争入札等監理委員会事務局	平原長英氏	23 名 (うち 7 名は当委員会外)
2017 年 3 月 17 日	第 8 回	「政府統計における民間委託の現況と今後の展開」	総務省政策統括官(統計基準担当)付 統計企画管理官付 基本計画担当	宮内竜也氏	28 名 (うち 10 名は当委員会外)

2.4 委員会等の傍聴

公的統計の改善・改革の審議が行われる総務省統計委員会及び総務省官民競争入札等監理委員会に対し、当委員会としても傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した。

表 2-4-1 傍聴委員会一覧

傍聴した委員会名	開催日	当委員会と関連する主な議題
第 52 回施設・研修分科会(官民競争入札等監理委員会)	2016 年 6 月 28 日	「公共サービス改革基本方針」見直しに係る意見募集への対応について(再ヒアリング)
第 98 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 6 月 30 日	平成 27 年度統計法の施行状況について
第 99 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 7 月 26 日	小売物価統計調査の変更について、 科学技術研究調査の変更について
第 100 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 8 月 25 日	小売物価統計調査の変更について
第 101 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 9 月 29 日	科学技術研究調査の変更について
第 102 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 10 月 11 日	家計調査の変更について、就業構造基本調査の変更について
第 66 回全国統計大会	2016 年 11 月 16 日	統計・データサイエンス活用セミナー、 統計で学んで知って 未来で活かそう
第 103 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 11 月 18 日	経済産業省生産動態統計調査の変更について
第 104 回統計委員会及び基本計画部会	2016 年 12 月 16 日	就業構造基本調査の変更について
第 105 回統計委員会及び基本計画部会	2017 年 1 月 27 日	家計調査の変更について
第 106 回統計委員会及び基本計画部会	2017 年 2 月 23 日	公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について
第 107 回統計委員会及び基本計画部会	2017 年 3 月 21 日	労働力調査の変更について

J M R A 会員各社の参考とするため、統計委員会及び基本計画部会の傍聴報告を当委員会で行った。「事業所母集団情報の整備に係る見直しについて」「統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検の結果について」等を報告した(巻末資料 8 参照)。特に J M R A が注視すべきこととして、同委員会で民間委託に対する懸念を含めた、ノウハウの蓄積・継承、民間委託の準備期間の妥当性、質に対する評価軸の必要性などが議論されていることを報告した。

また、当委員会では、国、地方公共団体、関係団体等の取り組みについて理解を深めるため、総務省並びに(公財)統計情報研究開発センターが主催する全国統計大会に参加し、全体会議の場でその内容の共有を行っている。以下に本年度の行事内容を記載する。

「第 66 回全国統計大会」

「統計・データサイエンス活用セミナー」

- ・ 地方公共団体における統計利活用表彰受賞取組(佐賀県、京都市)
- ・ 統計グラフ全国コンクール大臣賞受賞作品

2.5 関係機関、関係団体の動向

2.5.1 一般社団法人 日本品質管理学会

本年度、(一社)日本品質管理学会の活動で特筆すべきことは、2016 年 5 月に「公的統計調査のプロセス指針と要求事項¹(以下、『指針と要求事項』という)」が発行されたことである。その後は J M R A 及び当委員会との関係で目立った動きはなかったといえる。そこで、本稿ではこの指針と要求事項の発行に関する品質管理学会と公的統計基盤整備委員会との関わり、その指針と要求事項の基本となっている I S O 20252 をめぐる統計調査の現況を振り返ってみたい。

この指針と要求事項は、その序文に「2012 年に第 2 版が発行された I S O 20252『市場・世論・社会調査一用語及びサービス要求事項』は、公的統計に限らず、広く市場・世論・社会調査を対象にしたものであり、調査を構成する諸プロセス要素が適切な基準に従い、検証可能かつ一貫した方法で実施されることを確実にするための要求事項を定めた国際規格である。本規格は、この I S O 20252 を基に、公的統計調査のプロセスに対する要求事項及び指針を定めたものである」とあるように、I S O 20252 が基本となっている。この指針と要求事項は統計の品質評価を通じ信頼性の高い統計を整備するために設置された「日本品質管理学会統計・データの質マネジメント研究会²」(2010 年～2013 年)で行われた活動の成果の一つとしてあげられる。この研究会のメンバーは産官学で構成されており、J M R A も会員社が公的統計を受託している関係から、この研究会の主査であった椿広計氏³の勧めもあり参加した。研究会には各府省の公的統計関係

¹ 表紙には「JSQC-Std 89-001:2016 2016.5.17 制定 一般社団法人 日本品質管理学会 発行」とある。

² 研究会は統計委員会委員長より一般社団法人日本品質管理学会会長宛への「統計に係わる研究開発について(協力要請)」の文書に基づくものである。

³ 椿広計氏には当委員会で 2009 年 3 月に「品質マネジメントと統計」、2015 年 7 月に「統計・データの質マネジメントにおけるプロセス保証について」というタイトルで講演をしていただいた。なお、椿氏は研究会発足時には大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 統計数理研究所の副所長であった。2017 年現在は独立行政法人 統計センターの理事長である。

者も含まれており、I S O 20252 の公的統計への適用可能性を具体的に検討した。検討内容は府省の協力を得て、実際の公的統計調査の実行プロセス全工程(調査企画、実査、集計、報告)を、I S O 20252 要求事項をチェックリスト化したものに基づき要求事項に対する妥当性についての検証作業¹であった。今回の指針と要求事項はその結果に基づく原案と、原案へのパブリックコメント(2015 年 8 月)を経て策定された。パブリックコメントには、品質管理学会員である当委員会のメンバー²からも意見を提出した。寄せられた意見の総数は 49 件で、そのほとんどが採用されている。

I S O 20252 の統計調査への適用可能性については、ここ数年の官側³との意見交換でも必ずとりあげられてきたテーマの一つである。前年度の 2015 年 9 月には「統計調査の実施過程の質に係る民間事業者との意見交換⁴」として実施された。2016 年 8 月には「民間活用ガイドライン見直しに係る事業者との意見交換について」として実施された。前者は I S O 20252 及び検討段階の「公的統計調査のプロセステー指針と要求事項」への対応可能性がテーマとなった。後者では 2016 年度末(平成 28 年度末)に改正となっている「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の官側の方向性に対する民間事業者の意見交換の場となった。意見交換はここ数年、毎年実施されているが、これまでは「意見交換」というよりは「一問一答」の感が強かったが、この 2 回は従来にない活発な意見交換であった。特に、後者では J M R A 側より官側の質問に対して文書回答をするとともに、ガイドラインへの要望事項も記載し、それへの質疑という点でも従来にない意見交換となった。

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン⁵」は、2017 年(平成 29 年)3 月 3 日付けで改正されている。この改正は 2012 年(平成 24 年)4 月 6 日付け以降 5 年ぶりのものである。2012 年(平成 24 年)までは、ほぼ 2 年ごとに改正されてきたのと比べるとかなり時間を経ている。この 5 年間という長さは公的統計の品質保証をどのように担保するかという議論の期間と符合していると思われる。議論とは I S O 20252 に基づく公的統計のプロセス保証のあり方、(一社)日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」の活動成果をどのように取り込むかなどであり、それらについて J M R A を含む関係団体(地方公共団体、経団連など)との意見調整も含まれていると思われる。

¹ 検証作業については月刊誌『統計』(2014 年 6 月号)の「特集:統計・データの質マネジメント」の中で紹介されている。

² パブリックコメントは品質学会員が対象であるため、当委員会の武井委員が学会員として提出している。なお、武井委員は「統計・データの質マネジメント研究会」の委員であり、JMRA の ISO 20252 認証協議会の委員でもあった。

³ 官側とは総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付基本計画担当を事務局とし、各府省の統計関係者で構成される「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」のことである。このワーキンググループとは毎年、意見交換の場が設置されている。JMRA からは事務局と当委員会の代表幹事を中心に参加している。

⁴ 「統計調査の実施過程の質に係る民間事業者との意見交換」には JMRA からは事務局、ISO 20252 認証協議会委員長、ISO 20252 取得会員社及び未取得会員社が 2 社ずつ参加している。

⁵ 「各府省統計主幹課長等会議申合せ」として 2005 年 3 月 21 日に初めて発行されたものである。当初は「統計調査の民間委託に係るガイドライン」であり、その後、今回まで 6 回の改正が行われている。なお、4 回目の改正である 2010 年 3 月 25 日版で「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」と「民間事業者の活用」という字句が加わっている。

2.5.2 一般社団法人 日本統計学会

(一社)日本統計学会が2011年に創設した「統計検定」は2016年で6年目を迎えた。受験者数は着実に増加しており「統計検定」が定着しつつある。またC B T (Computer Based Testing)方式試験の導入が検討されていたが、2017年から本格的に稼働する予定となった。

統計調査士、専門統計調査士試験では、2015年に5年間の経過処置として、実務上の経験を評価し筆記試験と合算する処置が執られてきたが、その経過処置は2015年で終了となった。さらに専門統計調査士資格は統計調査士試験に合格していることが資格認定の前提とされている。規定では統計調査士試験合格後5年以内に専門統計調査士試験に合格する必要がある、5年以内に専門統計調査士試験に合格していない場合、再度統計調査士試験を受け直す必要がある。この規定から2011年に統計調査士試験に合格している受験者は2016年までに専門統計調査士試験に合格する必要があったことになる。

2016年11月27日に実施された試験の、1級、2級、3級、4級、統計調査士、専門統計調査士の受験者数は4,886人(2015年受験者数:4,877人)であり、合格者数、合格率は以下の表の通りである。

表 2-5-2-1 検定種別受験者数と合格率

検定種別	受験者数	合格者数	合格率
1級「統計数理」	266	70	26.3%
1級「統計応用」	243	58	23.9%
2級	1,864	815	43.7%
3級	1,473	876	59.5%
4級	331	234	70.7%
統計調査士	452	245	54.2%
専門統計調査士	257	76	29.6%
合計	4,886	2,374	—

出典:統計検定ホームページ

統計調査士と専門統計調査士の受験者数と合格率の推移をみると、統計調査士は2011年以降では受験者数が最も多くなった。合格率も54.2%と2011年に次いで高い。2011年は経験評価の影響が高いと思われることから2016年の合格率は極めて高いといえる。一方専門統計調査士は、受験者数は過去最多となったものの、合格率は最低という結果であった。

表 2-5-2-2 統計調査士と専門統計調査士の受験者数と合格率の推移

		受験者数	合格者数	合格率
2011 年	統計調査士	286	167	58.4%
	専門統計調査士	258	206	79.8%
2012 年	統計調査士	302	149	49.3%
	専門統計調査士	205	107	52.2%
2013 年	統計調査士	403	170	42.2%
	専門統計調査士	229	93	40.6%
2014 年	統計調査士	410	156	38.1%
	専門統計調査士	227	88	38.8%
2015 年	統計調査士	404	148	36.6%
	専門統計調査士	209	67	32.1%
2016 年	統計調査士	452	245	54.2%
	専門統計調査士	257	76	29.6%

出典:統計検定ホームページ

統計調査士と専門統計調査士の受験者の年齢とくに学生と思われる 18 歳～23 歳の受験者数と受験者数に占める割合をみると、統計調査士では 67 人(受験者数に占める割合は 14.8%)、専門統計調査士では 17 人(受験者数に占める割合は 6.7%)となっている。

参考文献

統計検定ホームページ

<http://www.toukei-kentei.jp/past/> (2017 年 4 月 16 日閲覧)

2.5.3 一般社団法人 社会調査協会

(一社)社会調査協会が認定している社会調査士、専門社会調査士の 2016 年度の認定状況は以下の通りである。

表 2-5-3-1 社会調査士・専門社会調査士資格取得者数

	社会調査士	社会調査士 (キャンディ デイト)	専門社会調査士 (正規)	専門社会調査士 (第 8 条規定)
2004 年度	167 名	530 名	0 名	301 名
2005 年度	449 名	1,109 名	1 名	424 名
2006 年度	999 名	1,609 名	9 名	290 名
2007 年度	1,455 名	1,929 名	25 名	257 名
2008 年度	2,067 名	2,269 名	45 名	171 名
2009 年度	2,612 名	2,349 名	40 名	129 名
2010 年度	2,829 名	2,294 名	52 名	129 名
2011 年度	2,938 名	2,224 名	41 名	107 名
2012 年度	2,843 名	2,201 名	72 名	126 名
2013 年度	2,763 名	2,122 名	69 名	106 名
2014 年度	2,748 名	1,798 名	56 名	102 名
2015 年度	2,487 名	1,851 名	59 名	101 名
2016 年度	2,402 名	1,621 名	53 名	81 名
合計	26,759 名	23,906 名	522 名	2,324 名

出典:社会調査協会ホームページ

表 2-5-3-2 専門社会調査士(キャンディデイト)資格取得者数

	専門社会調査士 (キャンディデイト)
2012 年度	2 名
2013 年度	2 名
2014 年度	1 名
2015 年度	0 名
2016 年度	1 名
合計	6 名

出典:社会調査協会ホームページ

社会調査士は学部卒業生が単位を取得し社会調査協会に申請することで認定となり、2008 年度以降毎年安定して 2,000 名以上が認定されている。社会調査士取得者数は 2016 年度には 2.6 万人を上回った。

専門社会調査士は大学院を修了する者に対して単位と修士論文を含む論文の審査で認定するケース(正規)と、すでに社会人となっている教員や実務家を対象として論文審査と業績等によって認定するケース(8 条規定)がある。2016 年度は、専門社会調査士(正規)が 53 名認定された。専門社会調査士(8 条規定)は、「教員」「実務者」「院生」に分類され、合計で 81 名が認定された。

表 2-5-3-3 専門社会調査士(正規)の認定者数

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
申請者数	44 名	77 名	72 名	59 名	63 名	55 名
認定者数	41 名	72 名	69 名	56 名	59 名	53 名
合格率	93%	94%	96%	95%	94%	96%

出典:社会調査協会ホームページ

表 2-5-3-4 専門社会調査士(8 条規定)の認定者数

	2013 年			2014 年			2015 年			2016 年		
	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率	申請者	認定者	認定率
教 員	103 名	88 名	85%	94 名	84 名	89%	88 名	76 名	86%	80 名	70 名	88%
実 務 者	14 名	11 名	79%	15 名	13 名	87%	21 名	17 名	81%	12 名	11 名	92%
院 生	9 名	7 名	78%	8 名	5 名	63%	11 名	8 名	73%	4 名	0 名	0%
合 計	126 名	106 名	84%	117 名	102 名	87%	120 名	101 名	84%	96 名	81 名	84%

出典:社会調査協会ホームページ

2.5.4 公益財団法人 統計情報研究開発センター

(公財)統計情報研究開発センター(以下、「シンフォニカ」という)と当委員会は、統計検定の統計調査士・専門統計調査士試験に有効な研修や出版物についての情報収集と情報交換を適宜行っている。

当委員会の活動と関係するシンフォニカの事業は、①自治体等統計職員対象の「統計実務基礎研修」、②「統計実務基礎知識」発行、③「統計調査員のしおり」発行の3つである。当委員会では「統計調査士」「専門統計調査士」の受験学習に向けて統計実務基礎研修と関係書籍(統計実務基礎知識、統計調査員のしおり)を会員社に広報してきた。統計実務基礎研修の年度別受講者(JMRA会員社)は、以下の通りである。2012年度31人、2013年度27人、2014年度28人と30人前後で推移していたが、2015年度7人、2016年度10人と大幅に減少している。その原因は、JMRA会員社からの統計検定の受験者数が減少していることと関係していると考えられる。

表 2-5-4-1 JMRA会員社の「統計実務基礎研修」受講社・受講者数の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
社数	10	8	8	3	3
人数	31	27	28	7	10

統計調査士の資格取得を目指す方にとって「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も7,000円(テキスト代込み)と格安であり、受験者に推奨する講座である。2017年度は6月1日～2日の2日間で実施される。また、上述2種類の書籍は、公的統計に携わる社員と調査員の研修に有効と考え、当委員会として購読を推奨する。「統計実務基礎知識」(3月下旬発行、販売価格3,615円)は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。また、「統計調査員のしおり」(3月発行、価格は320円)は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。統計調査員の実務を理解でき「統計調査士」受験に有効な書籍である。上記2冊とも、総務省政策統括官(統計基準担当)の監修で作成されたテキストである。今秋11月26日に実施される統計検定の「統計調査士」「専門統計調査士」受験者は、統計実務基礎研修の受講や「統計実務基礎知識」、「統計調査員のしおり」の熟読が推奨される。

2.5.5 ISO/TC225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会

ISO/TC225 国内委員会及びマーケティング・リサーチ規格認証協議会は、調査品質安定によるリサーチに対する顧客の信頼性向上と国際的な個人情報保護意識向上への対応策として、ISO20252の普及促進を行っている。2016年度は、主に次の活動を行った。

(1) 2016 年度の活動

① 国際会議への参加と準備会での議論

J M R A は日本のリサーチ業界の代表として I S O / T C 225 のメンバーとなっており、I S O / T C 225 国内委員会で、情報収集と日本の意見を I S O 機関に伝えるパイプ作りを目的に、経済産業省、(一財)日本規格協会と情報交換を行いつつ、国際会議に専門委員を派遣し、ドラフトの内容確認や投票、コメント等の意見表明を行った。

② I S O / D I S 19731 (Web Analyses) 検討の終了

I S O / T C 225 (225 番目の Technical Committee) 内に設置された W G 3 (3 番目の Working Group) に参画し、Web Analyses に関する新規格である I S O / D I S 19731 制定の検討を行った。すでに必要な討議や国際投票は完了しており、2017 年の遅くない時期に正式発行される見通しである。

③ I S O 26362 (Access Panels) は「Annexes」方式で I S O 20252 へ組み込み

I S O / T C 225 において、I S O 20252 の次期改定時(2017 年度の見込み)に I S O 26362 (Access Panels) を I S O 20252 へ組み込む上での検討が、2015 年度に引き続き行われた。2016 年 9 月にマドリッドで開催された I S O / T C 225 W G 3 第 4 回国際会議において、「Annexes 方式」で I S O 26362 を I S O 20252 へ組み込むことが決定した。2016 年度末時点では、この方式に基づいた改訂ドラフト案の作成まで完了している。

④ 当委員会・コンプライアンス委員会との連携

公的統計調査における民間活用の基盤整備を目的とする当委員会と連携し、府省に対して意見交換会などの場で I S O 20252 の有用性をアピールするとともに、公的統計における「プロセス保証」担保に関する情報提供を行った。また、I S O 20252 の普及促進を主な目的としたマーケティング・リサーチ規格認証協議会の活動として、「個人情報保護をめぐる国内外の最新動向セミナー」をコンプライアンス委員会と共催し、国際的な潮流の中での I S O 20252 や I S O 19731 の意義をアピールした。

(2) 2017 年度の活動予定

① I S O / T C 225 の総会・W G 1 東京会議のホスト

I S O / T C 225 の総会と W G 1 (1 番目の Working Group) の国際会議が 2017 年 4 月 19 日～21 日に東京で開催される。経済産業省統括基準認証推進官による挨拶や、公式ディナーなどを通じ、ホスト国として日本のプレゼンスをアピールする。

② 認証取得支援のためのセミナー、アンケート等の実施

リサーチユーザー、リサーチ会社、審査機関、府省ともに議論を進め、国際規格である I S O 20252 の普及促進に努める。

③ 国際会議への参加と日本からの意見提出

国際審議団体として I S O / T C 225 等の国際会議に参加し、改訂版 I S O 20252 討議への意見提出やモニタリング等を行いつつ、日本からの要望を伝えるとともに各国での本規格取得状況等の情報収集を行う。

④ 連携活動

当委員会と連携し、公的統計業務における I S O 20252 の「プロセス保証」への活用、入札案件での加点ポイント化等の働きかけを継続していく。

2.5.6 公益財団法人 日本世論調査協会

（公財）日本世論調査協会の 2016 年度事業は、秋季に開催された年度研究大会に集約される。本年度は 11 月 18 日に中央大学駿河台記念館で開催された。大会前半は公募研究発表として、全 4 組 4 名の研究者が成果を発表した（各組 20 分）。後半は「18・19 歳の世論と調査」を主題として 2 名の基調報告の後、世論総合研究所谷口哲一郎氏の司会のもと、新聞社・通信社、諸団体の 5 名が選挙制度の現況と今後の課題などをシンポジウム形式で議論した。なお、当日の講演・発表の内容は協会報「よろん」（119 号・2017 年 3 月発刊）に掲載されている。なお、昨年度開催された特定テーマに即した研究会は行われていない。

第 3 章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)

第3章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)

3.1 市場動向分析小委員会

3.1.1 市場動向分析小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、公的統計調査市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

(2) 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- ①府省における民間事業者を活用した案件の落札情報
- ②「調査インフラ等に関する実態調査」結果

(3) 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計調査業務市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省において民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

J M R A 会員社を対象として行っている調査は、2008 年度より数え本年度で 9 回目となった。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは 5 回目の調査となっている。

(4) 運営体制

担当した委員は次のとおりである。

◎(株)インテージリサーチ	鋤柄卓也
○(株)ビデオリサーチ	森正実
(株)インテージ	土屋薫
(株)日本リサーチセンター	吉田佳子
(株)マーシュ	里村雅幸
(株)サーベイリサーチセンター	高輪哲誉
G M O リサーチ(株)	工藤公久
(株)日経リサーチ	鈴木大輔

◎：リーダー ○：サブリーダー

3.1.2 検討結果の要約

(1) 公的統計の民間開放の状況

2016年度の民間事業者等を活用した公的統計は92本、63億9,098万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は48億3,169万円であり、全体の約76%を占めている。

府省別にみると、経済産業省が25本、26億円であり、本数・金額ともに最大であった。本数では国土交通省18本、農林水産省17本、内閣府が8本と続いている。金額では続いて、総務省17億円、国土交通省が7億円、厚生労働省4億円の順となっている。

落札情報の収集活動における課題および問題点について、下記のような点があげられる。①2017年3月時点で「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況(統計月報)」が2016年11月分までが公開されているに過ぎず、計画的な収集活動が困難であったこと、②府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったこと等である。なお、各府省における落札情報の掲載状況は表3-1-3-1にまとめたとおり、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。

表3-1-2-1 2016年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総 計	92	37	4	38	13
	6,390,983	4,831,694	494,637	856,969	207,683
内 閣 府	8	6	1	1	0
	337,124	225,725	107,997	3,402	0
総 務 省	7	6	0	1	0
	1,724,933	1,700,063	0	24,870	0
財 務 省	2	0	0	2	0
	43,943	0	0	43,943	0
文 部 科 学 省	2	0	0	2	0
	10,908	0	0	10,908	0
厚 生 労 働 省	7	4	0	3	0
	442,499	396,235	0	46,264	0
農 林 水 産 省	17	6	0	8	3
	301,045	216,562	0	15,489	68,994
経 済 産 業 省	25	7	2	7	9
	2,587,510	1,667,066	336,960	455,295	128,189
国 土 交 通 省	18	6	1	11	0
	729,969	440,331	49,680	239,958	0
環 境 省	6	2	0	3	1
	213,052	185,712	0	16,840	10,500

注1 表3-1-3-2を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位:本)、下段は受託金額(単位:千円)を表す。

(2) J M R A 会員社の調査インフラ等の状況(「調査インフラ等に関する実態調査」より)

J M R A 会員社に対する調査は、本年度で 9 回目となり、「調査インフラ等に関する実態調査」と調査タイトルを改称してからは 5 回目の調査となる。主に聴取をしたのは、「調査員」「社員の資格」「各調査手法の実施状況」「官公庁業務とのかかわりについて」「官公庁業務の受託状況について」である。昨年度まで聴取項目としていた「I S O 20252 等の認証資格」は、隔年実施として、今回は休止質問とした。

2016 年度の聴取項目のうち、「社員の資格」「各調査手法の実施状況」「官公庁業務とのかかわりについて」の調査結果概要を下記に記す。詳細については巻末資料 1 を参照されたい。

社員の資格について、専門統計調査士が 23 社、240 人、統計調査士が 24 社、238 人である。総受験者数に占める J M R A 会員社の受験者数の割合は、2016 年度は 2015 年度に比べ、専門統計調査士が減少し、統計調査士は増加した。J M R A 会員社における専門統計調査士の支援状況は、専門統計調査士および統計調査士の推奨が選択的推奨を合わせても 5 割に届いていない。会社が全部または一部費用負担をする社と受験者が全額個人負担をする社数が同数となった。統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知が約 6 割であり、このうち約 1 割が参加している。非参加理由としては、日程の問題や必要性がないといった意見があがっている。統計調査士および専門統計調査士に関する意見としては、推奨をする回答がある一方で、必要性や活用場面、業務領域との関連性がネックとなり、足踏みをしている意見が見受けられている。

J M R A 会員社の調査手法別の実施案件本数は、訪問調査が 672 本、郵送調査が 774 本、インターネット調査が 3 万 3,186 本となっている。インターネット調査の自社パネル保有率は約 2 割(19 社)となっている。エリア別の最大パネル数は大きい順に、首都圏ブロックが約 33 万サンプル、近畿ブロックが約 14 万サンプル、東海ブロックが約 8 万サンプルである。

官公庁案件の変動費では 3 割強が 70%以上と回答している。府省からの業務委託に、ジョイント・ベンチャー形態での参入意向は 1 割となった。参入意向の理由として、「参入後の継続的な効果(有益性)を最重要視しているため」との意見があがった。一方、参入したくない理由として、利益確保や社内の体制の意見があがっている。府省からの業務委託に、分離調達での参入意向は 2 割であった。参入意向の理由として、自社の得意分野で受託できることがあがっている。一方、参入したくない意見として利益が小さくなることなどがあがっている。官民人事交流については、官民の互いの状況を理解することについてのメリットがあがる一方、人材が足りない状況にあって実施できる企業が限られることなどの意見もあがっている。

3.1.3 公的統計の民間開放の状況

(1) 2016 年度公的統計の民間開放の状況

2016 年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、主に下記の 2 ステップで情報収集・整備を行った。

1 つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当小委員会での民間事業者の活用とは「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況(統計月報)」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計および一般統計において、調査系統に「民間事業者」と記述されているもの、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で 2016 年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2 つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会および訪問等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、委託先、契約金額とした。

表 3-1-3-1 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

		落札情報ページへのパス						
	トップページURL	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	外部サイト
内閣府	http://www.cao.go.jp/	トップページ ＞調達情報 (画面下部関連情報・関連サイトバナー)	各種公示(入札・落札・意見招請・資料提供要請等)(調達情報掲載サイト)	落札者等の公示	統一資格審査申請・調達情報検索サイト(外部サイト) ＞落札者等の公示	検索画面 ※分類・調達期間・調達期間所在地・官報掲載日・調達案件名が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.choatatu.joho.go.jp/csjs/pr005/JoinActionJP.do
総務省統計局	http://www.stat.go.jp/	トップページ ＞【インフォメーション】内 調達情報 (画面中段右側)	公共調達の適正化に基づく	該当年・月のPDFまたはエクセル選択				
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ 【申請・手続】内 ＞調達情報・電子入札 (画面右側バナー)	調達情報・電子入札	調達情報	【総務省内の調達情報提供】大臣官房会計課など各部局、施設を選択	公共調達に係る公表※大臣官房会計課の場合	該当年・月のPDFまたはエクセル選択	
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ ＞調達情報 (画面中程右側のバナー)	調達情報	入札・落札等情報(物品・役務)	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択			
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	トップページ 【申請・募集・情報公開】 (画面上部の右端) ＞調達情報	調達情報一覧	厚生労働省本省※本省場合。そのほか、各部局、施設の選択が可能。	落札公示 ※本省の場合。	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択		
農林水産省	http://www.maff.go.jp/	トップページ ＞【ご意見・お問い合わせ】 (画面下部右側)	【調達・入札】 ＞調達情報・公表事項	【入札情報】 入札公告等の情報(物品・役務/建設工事及び測量・建設コンサルタント関係)	随意契約に関する公示落札者の公示 (WT0対象案件に限る) ＞落札者等 ※画面右最下部	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択		
経済産業省	http://www.meti.go.jp/	トップページ ＞お知らせ (画面右)	調達・予算執行	入札結果・契約結果	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択			
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/	トップページ ＞お問合せ・申請 (上部バナー)	調達情報	調達情報	統一資格審査申請・調達情報検索サイト(外部サイト) ＞落札者等の公示	検索画面 ※分類・調達機関・調達機関所在地・官報掲載日・調達案件名が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.choatatu.joho.go.jp/csjs/pr005/JoinActionJP.do
環境省	http://www.env.go.jp/	トップページ ＞申請・届出・公募 (画面上部)	調達情報	過去の契約情報	契約情報の公表	該当年・月の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択	競争入札・随意契約選択	

	落札情報の掲載内容										
	品目分類 番号	調達件名 及び数量	調達方法	契約方式	落札決定 日	落札者の 氏名及び 住所	落札価格	入札公告 日または 公示日	随意契約 の場合は その理由	指名業者 名	落札方式
内閣府	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
総務省統計局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	あり(調達 件名の み)	あり	あり	あり	あり	あり(税 込み)	あり(入 札公告日 のみ)	-	-	あり
厚生労働省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
農林水産省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
経済産業省	-	-	-	-	-	-	-	-	あり	-	-
国土交通省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	落札情報の掲載内容								
	予定価格	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	契約金額	落札率	その他
内閣府	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省統計局	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数備考※ただし現在は運用されていない（記載がない）
総務省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数備考※ただし現在は運用されていない（記載がない）
財務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産省	あり	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり（契約件名及び数量）	あり	あり	あり	あり	あり	あり ※非公表の場合が多い	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数備考
国土交通省	あり	-	-	-	-	-	-	-	調達機関番号、所在地番号
環境省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数備考

	落札情報の掲載				
	案件名等の検索機能	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	付帯情報の掲載
内閣府	あり	2014/12～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
総務省統計局	なし	2014/7～	1か月	P D F ・ エクセル形式	備考欄あり
総務省	なし	2014/7～	1か月	P D F ・ エクセル形式	備考欄あり
財務省	なし	2013/4～	1年	h t m l 形式	入札公告も同時に表示
厚生労働省	なし	2005/5～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
農林水産省	なし	2013/10～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
経済産業省	なし	2011/4～	1か月	h t m l 形式	備考欄あり
国土交通省	あり	2015/4～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
環境省	なし	2006/5～	1か月	P D F ・ エクセル形式	備考欄あり

注 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。(各府省のホームページの情報は2016年8月時点)

表 3-1-3-2 2016 年度民間事業者を活用した統計調査の一覧

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位: 円)	備考
総合計							6,390,983,711	
【内閣府】							337,124,160	
1	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA会員社	101,919,600 (203,839,200)	2-①
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	18,684,000	
3	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	42,660,000	
4	一般	民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	3,402,000	
5	一般	景気ウォッチャー調査 (政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)室)	オンライン(電話自動応答システム等)	毎月	会計	シンクタンク	107,996,760	
6	一般	市民の社会貢献に関する実態調査 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当))	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	JMRA会員社	13,910,400	
7	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官青少年環境整備担当))	郵送、調査員、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	21,573,000	
8	一般	組織マネジメントに関する調査 (内閣府経済社会総合研究所研究官室)	郵送	1回限り	会計	JMRA会員社	26,978,400	
【総務省】							1,724,932,678	
9	一般	家計消費状況調査(B) (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	375,660,000 (1,126,980,000)	3-③
10	一般	サービス産業動向調査(B) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	364,000,000 (1,092,000,000)	3-③
11	基幹	科学技術研究調査 (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	24,869,725 (74,609,175)	3-③
12	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	8,370,000	
13	一般	通信利用動向調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	44,699,999	
14	一般	サービス産業動向調査(A) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA会員社	355,680,000 (1,067,040,000)	3-①
15	一般	家計消費状況調査(A) (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	551,652,954 (1,654,958,863)	3-①
【財務省】							43,942,500	
16	一般	民間給与実態統計調査 (国税庁長官官房企画課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	39,676,500 (158,706,000)	4-③
17	一般	たばこ関連産業の実態等に関する調査 (理財局総務課たばこ塩事業室)	郵送	1回限り	会計	その他の民間	4,266,000	
【文部科学省】							10,908,000	
18	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術・学術政策研究所)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	9,612,000	
19	一般	学校給食栄養報告 (初等中等教育局健康教育・食育課)	オンライン	2年	会計	その他の民間	1,296,000	
【厚生労働省】							442,499,428	
20	一般	雇用動向調査 (政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	38,491,200	
21	一般	就労条件総合調査 (政策統括官付参事官付賃金福祉統計室)	郵送、調査員	毎年	公共	JMRA会員社	20,532,139 (61,596,417)	3-②
22	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (政策統括官付参事官付社会統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	290,880,000 (872,640,000)	3-②
23	一般	生活衛生関係営業経営実態調査 (健康局生活衛生課)	郵送、調査員	毎年	会計	その他の民間	13,307,457	
24	一般	能力開発基本調査 (職業能力開発局総務課基盤整備室)	郵送、調査員、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	46,332,000	
25	一般	最低賃金に関する基礎調査 (労働基準局労働条件政策課賃金時間室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	30,792,960	
26	一般	消費生活協同組合(連合会)実態調査 (社会・援護局地域福祉課生協第二係)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,163,672	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【農林水産省】							301,045,888	
27	一般	畜産物流通調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン、電話、FAX	実施日	会計	団体	3,218,400	
28	基幹	牛乳乳製品統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	8,424,000 (42,120,000)	5-①
29	一般	木材流通統計調査(B) (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	団体	5,400,000 (16,200,000)	3-①
30	一般	生鮮野菜価格動向調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	4,521,528 (15,985,200)	5-⑤
31	一般	内水面漁業生産統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎年	公共	JMRA会員社	64,882,296 (259,529,184)	4-②
32	一般	農産物価統計調査 (大臣官房統計部経営・構造統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	104,738,400 (523,692,000)	5-②
33	一般	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査 (食料産業局食品製造課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	1,596,240	
34	一般	花き産業振興総合調査 (生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室)	郵送、電子メール	毎年	会計	その他の民間	1,827,424	
35	一般	産業連関構造調査(栽培きのこ生産業投入調査) (大臣官房統計部統計企画官理官)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	4,806,000	
36	一般	産業連関構造調査(農林水産関係製造業投入調査) (大臣官房統計部統計企画官理官)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	上記金額に含む	
37	一般	産業連関構造調査(農業サービス業投入調査) (大臣官房統計部統計企画官理官)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	上記金額に含む	
38	一般	産業連関構造調査(種苗業(農業)投入調査) (大臣官房統計部統計企画官理官)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	上記金額に含む	
39	一般	産業連関構造調査(民有林事業投入調査) (大臣官房統計部統計企画官理官)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	上記金額に含む	
40	一般	産業連関構造調査(内水面養殖業投入調査) (大臣官房統計部統計企画官理官)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	上記金額に含む	
41	一般	6次産業化総合調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン	1年	会計	JMRA会員社	32,400,000	
42	一般	水産加工業経営実態調査 (水産庁漁政部加工流通課)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	8,856,000	
43	一般	産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査 (水産庁漁政部加工流通課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	公共	団体	60,375,600 (181,126,800)	3-②
【経済産業省】							2,587,510,280	
44	基幹	経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	5年	会計	JMRA会員社	1,349,946,000 (2,699,892,000)	2-②
45	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	127,116,000 (381,348,000)	3-②
46	一般	情報通信業基本調査(経済産業省実施分) (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	64,800,000	
47	一般	海外事業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	48,600,000	
48	一般	海外現地法人四半期調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	21,600,000	
49	一般	特定サービス産業動態統計調査 (大臣官房調査統計グループサービス動態統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	63,504,000	
50	一般	産業連関構造調査(資本財販売先調査) (大臣官房調査統計グループ調査分析支援室)	郵送	5年	会計	JMRA会員社	3,380,400	
51	一般	工場立地動向調査 (経済産業政策局地域経済産業グループ 立地環境整備課)	郵送	半年	会計	その他の民間	999,000	
52	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (産業技術環境局リサイクル推進課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	シグマク	45,360,000	
53	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	2,690,280	
54	一般	鉄鋼需給動態統計調査(特殊鋼材需給月報) (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	995,232	
55	一般	砕石等動態統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	4,860,000	
56	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	その他の民間	6,391,440	
57	一般	金属加工統計調査(金属プレス加工月報) (製造産業局素材材産業室)	郵送	毎月	会計	団体	1,543,309	
58	一般	繊維流通統計調査(繊維原料月報、糸月報及び織物月報) (製造産業局繊維課)	郵送	毎月	会計	団体	3,169,800	
59	一般	外資系企業動向調査 (貿易経済協力局貿易振興課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	18,900,000	
60	一般	情報処理実態調査 (商務情報政策局情報処理振興課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	その他の民間	13,921,200	
61	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) (資源エネルギー庁長官官房 総合政策課戦略企画室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	356,385,602	※(国庫債務負担行為に係るもの)
62	基幹	石油製品需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	団体	101,880,000	3-③
63	一般	石油輸入調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	団体	上記金額に含む	
64	一般	石油設備調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	2年	公共	団体	上記金額に含む	
65	基幹	経済産業省特定業種石油等消費統計調査 (資源エネルギー庁長官官房 総合政策課戦略企画室)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	13,049,997	
66	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	36,720,000	
67	一般	中小企業実態基本調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送、オンライン	毎年	会計	シグマク	291,600,000	
68	一般	模倣被害実態調査 (特許庁総務部国際協力課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	10,098,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部署局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【国土交通省】							729,968,760	
69	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	半年	会計	その他の民間	10,022,400	
70	一般	建設関連業等の動態調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	3,531,600 (10,594,800)	3-①
71	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送	毎月	会計	その他の民間	93,960,000	
72	基幹	内航船舶輸送統計調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	9,658,440	
73	一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	21,265,200	
74	一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 (住宅局総務課民間事業支援調整室)	郵送、FAX、電子メール	毎年	会計	JMRA会員社	1,224,720	
75	一般	土地動態調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	9,201,600	
76	一般	法人土地・建物基本調査平成28年予備調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送	1回限り	会計	シンクタンク	49,680,000	
77	一般	土地保有移動調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,994,000	
78	一般 (公的)	企業の土地取引及び土地所有・利用状況に関する調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,104,000	
79	一般	建設資材・労働力需要実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,903,200	
80	一般	航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課)	調査員	2年	会計	その他の民間	12,906,000	
81	一般	国際航空貨物動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	22,680,000	
82	一般	国際航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課)	調査員	毎年	会計	その他の民間	62,996,400	
83	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	75,265,200	
84	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送、オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	167,076,000	
85	一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	調査員	四半期	会計	JMRA会員社	116,640,000	
86	一般	訪日外国人消費動向地域調査平成28年予備調査 (観光庁観光戦略課調査室)	調査員	1回限り	会計	JMRA会員社	58,860,000	
【環境省】							213,052,037	
87	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,150,000	
88	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,290,000	
89	一般	環境保健サーベイランス調査(6歳児) (総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課保健業務室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	10,400,000	
90	一般	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 (地球環境局総務課低炭素社会推進室)	調査員、オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	169,268,400	
91	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 (水・大気環境局水環境課)	郵送、オンライン	2年	公共	JMRA会員社	16,443,637 (47,166,000)	5-⑤
92	一般	動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査 (自然環境局総務課動物愛護管理室)	インタビュー調査	1回限り	会計	団体	10,500,000	

注 1 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記の通り。

- (1)総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2)各府省ホームページにおける落札情報
- (3)実施部局等へのヒアリング

注 2 各欄における語句等の補足および注釈は下記の通りである。

種別 基幹:基幹統計、一般:一般統計

根拠法 公共:公共サービス改革法、会計:会計法

委託先 1.JMRA会員社(賛助会員社含む)、2.シンクタンク、3.その他の民間企業、4.団体に区分。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-③は3年契約の3年目であることを表す。

注 3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注 4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。

3.1.4 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の概要

(1) 調査概要

① 調査目的

本調査は、J M R A 会員社における社員および調査員への教育・訓練の取り組みや社員の保有資格等のインフラ整備状況、府省への参入意向等について把握することを目的に実施した。

② 調査対象

J M R A 正会員社(126 社)

③ 調査手法

e-mail 調査(会員社窓口担当者へ e-mail の添付ファイル形式で送付)
回収は主に e-mail の添付ファイル形式で行った。

④ 調査項目

本調査における主な項目は下記のとおりである。

- (イ) 会員社プロフィール
- (ロ) 調査員について
- (ハ) 社員の資格について
- (ニ) 各調査手法の実施状況について
- (ホ) 官公庁業務とのかかわりについて
- (ヘ) 官公庁業務の受託状況について

⑤ 実査期間

2016 年 11 月 13 日～25 日(12 月 20 日、2017 年 1 月 10 日メール督促)

⑥ 回収数/発送数(回収率)

69 社/126 社(54.8%)

(2) 調査結果のまとめ

① 調査員について

調査員を保有している会員社の割合は約 5 割(36/69 社)であった。調査員の募集を通年で行っている会員社は保有社(36 社)の 1/4(9 社)となっている。稼働可能な調査員数は、全ての調査手法を合計した人数で 1 社あたり約 550 人となっており、「訪問調査」の調査員は 27 社(1 社あたり約 407 人)が保有している。

昨今の調査員および調査員調査を取り巻く環境について課題と感じていることは、「調査員の高齢化」、「調査員のなり手(希望者)の減少」、「非協力的な対象者が増えていること」等があがっている。

② 社員の資格について

J M R A 会員社全体での保有者数は、統計調査士が 23 社、240 人、専門統計調査士が 24 社、238 人である。受験者数は前年に比べ、専門統計調査士・統計調査士ともに増加したものの、総受験者数に占める割合について専門統計調査士が減少、統計調査士は増加した。J M R A 会員社における専門統計調査士の支援状況についてみると、専門統計調査士および統計調査士の推奨は選択的推奨を合わせても 4 割に届いていない。会社が全部または一部費用負担をする社と受験者が全額個人負担をする社が同数となった。

統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の認知が約 6 割であり、このうち約 1 割が参加している。非参加理由としては、日程の問題や必要性がないといった意見があがっている。

統計調査士および専門統計調査士に関する意見としては、推奨をする回答がある一方で、必要性や活用場面、業務領域との関連性がネックとなり、足踏みをしている意見が見受けられる。

③ 各調査手法の実施状況について

調査手法別の実施案件本数について、訪問調査は 672 本、郵送調査は 774 本、インターネット調査は 3 万 3,186 本となっている。

インターネット調査の自社パネル保有率は約 3 割(19 社)であった。エリア別の最大パネル数は大きい順に、首都圏ブロックが約 33 万サンプル、近畿ブロックが約 14 万サンプル、東海ブロックが約 8 万サンプルである。

④ 官公庁業務とのかかわりについて

J M R A 会員社が受託した官公庁案件の変動費は、3 割強が 70%以上と回答している。府省からの業務委託への参入意向は「参入したい」が 4 割となっている。

府省からの業務委託に、ジョイント・ベンチャー形態での参入意向は 1 割、分離調達での参入意向は 2 割であった。

官民人事交流については、官民の互いの状況を理解することについてのメリットがある一方、人材が足りない状況にあって実施できる企業が限られることなどの意見もあがっている。

会員社におけるプロジェクト単位の自社で対応可能な最大サンプル数は、訪問調査で事業所・企業、一般世帯・個人ともに 3 万サンプル、郵送調査は事業所・企業で 200 万サンプル、一般世帯・個人で 100 万サンプルであった。

官公庁業務への参入に向けた主要な対応策は、「人材の育成」が最も高く、「調査員の教育」「調査員の確保」「業務委託先の拡充」と続いている。

⑤ 官公庁業務の受託状況について

2015 年度に官公庁案件を直接受託していた会員社は約 3 割である。地方自治体などを含む官公庁からの J M R A 会員社の受託本数は、726 本、受託金額は 53 億 2,855 万円である。

府省からの受託本数は 138 本、受託金額は 37 億 1,135 万円であった。府省別に本数をみると、経済産業省(12 本)、内閣府(7 本)、総務省(7 本)、厚生労働省(6 本)が多い。

調査手法別に受託金額をみると、郵送調査が最も多く 16 億 3,285 万円である。

府省案件の入札断念理由について、受注してもうまみがない、少ない(約 5 割)が最も多かった。2 番目に意見が多い入札資格は約 2 割であった。府省からの委託業務に関する意見についてみると、積極姿勢にある回答がある一方費用や仕様に関する意見もあがっている。

3.2 ガイドライン推進小委員会

3.2.1 「ガイドライン推進小委員会」と 2016 年度テーマについて

当小委員会は、「応札業務に関する諸問題検討」小委員会として発足した 2008 年以降、「民間版ガイドラインの検討」小委員会(2009～2012 年度)、「ガイドライン推進」小委員会(2013～2016 年度)と名称を変えながら、毎年度いくつかの具体的な統計調査業務の仕様書を精読・分析し、その結果を示して入札説明書・仕様書に関する提言を行ってきた¹。当小委員会がこれらの分析と提言を続けてきた理由は、我々民間事業者が公的統計調査業務に応札し受託するにあたって、入札説明書・仕様書を重要視しているからにほかならない。2016 年 2 月 23 日に改定された「公的統計の品質保証に関するガイドライン」においても、公的統計の「品質保証」の活動推進が掲げられているが、公的統計の調査業務を受託する民間事業者の立場からすれば、調査業務の仕様書は、品質保証の第一歩となる重要な書類である。

2006 年 7 月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(公共サービス改革法、以下「公サ法」という)は、2016 年に施行 10 年を迎え、統計調査業務においても着実に成果があがってきている。当小委員会では、対象事業となった統計調査業務のいくつかの民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という)をこれまでに具体的に検証した結果、業務内容が明確に示され、過去の実施に関する情報等が開示され、コスト積算のしやすい、応札者からみてよくできた仕様書であることを確認してきた²。また、対象事業となった統計調査業務の仕様書が、市場化テストのステージに乗ったことで、それ以前とくらべて改善されたことも確認し³、JMRA 会員社では公サ法に基づく統計調査業務が拡大することを望んできた。施行から 10 年が経ち、新たな統計調査が対象事業に選定される一方、良好な実施結果が得られたとして市場化テストを終え、公サ法の対象外となる事業が出てきている。これらの、公サ法の対象外となった統計調査業務の仕様書が、引き続き応札者にとってよい仕様書であるかどうかは、公的統計調査業務の受託をめざす JMRA 会員社の関心事である。

そこで 2016 年度は、市場化テスト終了事業となった 3 つの統計調査業務について、市場化テスト期間中と終了後の入札における実施要項、仕様書を取りあげて比較・評価し、その変化を検証することにした。仕様書の評価にあたっては、2015 年 3 月に内閣府

¹ 3.2.5 末「別表 JMRA 公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008～2015 年度の活動概要」

² 「公的統計市場に関する年次レポート 2010」pp.89-103、「公的統計市場に関する年次レポート 2011」pp.63-73

³ 「公的統計市場に関する年次レポート 2012」pp.62-67、「公的統計市場に関する年次レポート 2013」pp.72-77

(当時)官民競争入札等監理委員会事務局が、各府省による効率的・効果的な実施要項作成の助けとなり、かつ応札者を増やして競争性を高める目的で作成した、「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」¹(以下、「競争性改善上のチェックポイント」または「チェックポイント」という)を評価尺度として用いた。

(1) 対象案件

2016 年 6 月に公共サービス改革基本方針が閣議決定された時点で、市場化テストを終了した統計調査業務は 4 件²であった。これらのうちから表 3-2-1-1 の 3 件について、市場化テスト期間中、終了後それぞれの、公開された実施要項、入札説明書・仕様書等の応札書類を入手し、官民競争入札等監理委員会事務局作成の「競争性改善上のチェックポイント」を用いて検証した。なお表 3-2-1-1 の容器包装利用・製造等実態調査は、市場化テスト終了後に、「容器包装利用・製造等実態調査及び分析における抽出計画作成等事業」と「容器包装利用・製造等実態調査及び分析における統計表作成等事業」の 2 つに分割されたが、市場化テスト期間中の事業と仕様書等の比較が可能と判断し、対象とした。

表 3-2-1-1 対象案件と比較した実施要項・仕様書

調査名	種類	府省	比較した実施要項・仕様書		受託状況 (2016 年度)
			市場化テスト 期間中の実施要項	市場化テスト 終了後の仕様書	
科学技術研究 調査	基幹統計	総務省	2014 年～2016 年 (平成 26-28 年)	2017 年～2019 年 (平成 29-31 年)	J M R A 会員 社受託経験なし
消費動向調査	一般統計	内閣府	2013～2015 年度 (平成 25-27 年度)	2016～2017 年度 (平成 28-29 年度)	J M R A 会員 社受託経験あり
容器包装利用 ・製造等実態 調査	一般統計	農林水産省・ 経済産業省	2013 年度 (平成 25 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	J M R A 会員 社受託経験なし

¹ 巻末資料 4

² 総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html、
公共サービス改革基本方針(2016 年 6 月 28 日閣議決定)(参考 1)市場化テスト終了事業一覧

(2) 検討課題

公的統計市場への参入をめざす J M R A 会員社は、前述のように公サ法に基づいて行われる統計調査業務の入札の実施要項を、業務内容が明確に示され、過去の実施に関する情報等が開示され、コスト積算のしやすい、よくできた仕様書として歓迎してきた。

「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針¹」(2014 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会)により、市場化テストで良好な実施結果が得られた事業は、官民競争入札等監理委員会の関与がなくても各府省による適切な実施が期待できると判断された後、公サ法の対象外となる。我々民間事業者は、対象事業が市場化テストの終了後も、公サ法適用時と同等以上の、業務内容がよくわかり、実施に関する情報等が開示され、コスト積算間違いの起こらない仕様書が維持されることを求めている。そのためここでは、市場化テスト期間中、市場化テスト終了後の統計調査、それぞれの仕様書に、「競争性改善上のチェックポイント」を評価尺度として用い、「チェックポイント」の求める事項を仕様書が満たしているか、及びその「チェックポイント」への対応状況の点で新旧の仕様書の変化を把握する。仕様書が変化している場合、どのように変化したかを検証し、民間事業者の望まない変化がみられた場合や、また仕様書に変化がみられない場合で改善を求めたい点については指摘し、要望として明らかにすることにした。

市場化テスト終了後の入札説明書・仕様書は、公サ法の対象外であるから、公サ法の実施要項作成時に参照されるべき「競争性改善上のチェックポイント」に適合することはない、という見方は可能だが、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に、「市場化テスト終了後の事業実施については、法の対象から外れることとなるものの、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施府省等が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めることとする。」と述べられているように、市場化テスト終了後も「競争性改善上のチェックポイント」に適合した、業務内容が明確に示され、過去の実施に関する情報等が開示され、コスト積算のしやすい仕様書が提示されることを民間事業者の立場からは求めたい。計画期間の半ばに入った「公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅱ期基本計画)」の「民間事業者の活用」にうたわれている「優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用」のためには、よくできた仕様書は必要条件だからである。

¹ 総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/shishin.html、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針(2014 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会)

(3) 運営体制

入札説明書、仕様書(実施要項)の分析は、1 案件につき 3～4 名の委員で担当した。
「競争性改善上のチェックポイント」との対応状況の判定については、毎月の小委員会で相互に判定基準について意見交換を行い、基準の共有化を確認しながら実施した。

担当した委員は次のとおりである。

◎(一社)輿論科学協会	井田潤治
○(株)サーベイリサーチセンター	岩崎雅宏
○(株)日本リサーチセンター	武井雅
個人会員	飯田房男
(株)日本能率協会総合研究所	佐野尚人
(株)SRDアソシエイツ	南條晃一
(一社)新情報センター	平栗紀生
(株)三菱総合研究所	保坂孝信
(株)日経リサーチ	保坂好寛

◎：リーダー、○：サブリーダー

なお、J M R A事務局の中路達也事務局長代理が、当小委員会の活動に全面的に参加した。

3.2.2 市場化テスト期間中と市場化テスト終了後の仕様書比較結果の要約

(1) 市場化テスト終了後の仕様書の「競争性改善上のチェックポイント」対応状況

検討した案件の調査仕様概要は次のとおりである。表 3-2-2-1 は、市場化テスト終了後の入札における入札説明書・仕様書によっている。

表 3-2-2-1 検討した市場化テスト終了事業の調査仕様概要

調査名	調査時期 (毎月、毎年 〇月など。周 期年調査の場 合はその周期 と直近の実施 年を記載)	調査対象 (〇〇業を営む事 業所など。毎年 調査対象が異な る等の場合は、 直近の調査対象 とその年を記載)	調査客体数 (毎年調査客体 数が異なる場合 は、直近の数と その年を記載)	調査系統 (本省－地方 支分部局－対 象など。複数 の系統がある 場合は主な系 統を記載)	民間委託の状況 委託業務の内容(該当業務に〇)				
					調査票 等の印 刷	調査票 等の配 布・回 収	個票審 査・疑 義照会	集計・ データ 入力	報告書 作成
科学技術研究調査(平成29年～31年調査)(総務省)	周期：毎年 (契約単位は3 年) 実施：毎年5 月	資本金1,000万円 以上の企業／科 学技術研究実施 の非営利団体・ 公的機関／大学 等(学部、短大、 高専、大学付属 研究所・施設、 機関	企業：約13,000 非営利団体・公 的機関：約 1,000 大学等：約 4,000	総務省→調査 客体	○	△(送 付の み)	○	×	×
消費動向調査(平成28年度～29年度)(内閣府)	周期：毎月 実施：4月～ 3月	全国229市町村 (336単位区)	8,400世帯(二人 以上の世帯 5,712世帯、単 身世帯2,688世 帯)	内閣府→調査 客体	○	○	○	○	○
平成28年度容器 包装利用・製造 等実態調査及び 分析における抽 出計画作成等事 業／統計表作成 等事業(農林水 産省・経済産業 省)	周期：毎年 実施：6月	容器包装の理 容・製造等をし ている可能性が ある業種(製造 業、卸売業、小 売業、外食産 業、農業、林業 及び漁業)に属 する事業を行う事 業者	約4万事業者	経済産業省→ 調査客体	○	○	○	○	○

上記の案件についての「競争性改善上のチェックポイント」対応状況は表 3-2-2-2 のとおりである。判定項目、判定基準は次のとおりである。

① 判定項目

判定の対象は、「チェックポイント」(表 3-2-2-2)のうち、「官民競争入札の場合のみ」などチェック項目とされていない項番(表 3-2-2-2「6. 情報遮断のための措置について」など)は除いている。

また、統計調査には該当しないチェック項目、当該調査の仕様には該当しない項目は「非該当」として評価の対象外とした。

② 表 3-2-2-2 の判定基準

「○」は「競争性改善上のチェックポイント」にあげられている事項について、「入札説明書・仕様書・契約書等に記載されている、妥当な扱いがされている」項目を示す。

「△」は「チェックポイント」にあげられている事項について、「記載があるものの不十分である」または「要件を満たしているか判断がつかない」項目を示す。「×」は「チェックポイント」にあげられている事項について、「記載されていない」または「扱いが妥当ではない」と判断される項目である。

③ 市場化テスト終了後の「チェックポイント」対応状況の概要と仕様書評価の変動

科学技術研究調査(平成 29 年～31 年調査)は、表 3-2-2-3 のとおり市場化テスト終了後に仕様書評価が上昇した項目はなく、評価が下降した項目が 11 件で 48 項目のうち 23%となっている。11 件は、表 3-2-2-2 の「7. 情報開示について」の「×」評価で、公サ法 14 条 2 項 6 号及び 4 項に基づいてなされていた、対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費・人員等の情報開示がされなくなったことによる。公サ法に基づいて行ってきた情報開示は、公サ法に基づかない入札の仕様書では行う理由がないと判断されたとすれば、民間事業者としては残念である。2017 年 3 月 3 日改正の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」では、「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」に「2 委託実施状況等に関する情報開示」の項があり、次回応札時に参考になると考えられる場合、各府省に実施状況に関する情報を可能な限り応募要領、入札説明書等に反映することを求めており、市場化テスト終了後も引き続いて情報開示が行われることが望まれる。

消費動向調査(平成 28 年度～29 年度)は、市場化テスト終了後に仕様書評価が上昇した項目、下降した項目ともなく、50 項目すべてについて評価の変動がなかった(表 3-2-2-3)。市場化テスト時の仕様書が維持されているといえるが、市場化テスト時、終了後とも「×」評価が 19 件とやや多い。19 件のうち 8 件を占めるのは「7. 情報開示について」の「×」評価で、これらの仕様書で開示されていない事項は、3.2.4 で後述するように、官民競争入札等監理委員会の公表会議資料に掲載されている情報である。民間事業者の積算の参考となるこうした情報は、仕様書に積極的に掲載することが望まれる。

容器包装利用・製造等実態調査(平成 28 年度、抽出計画作成等事業・統計表作成等事業)は、市場化テスト終了後に仕様書評価が上昇した項目が 3 件、下降した項目が 4 件、43 項目は評価の変動がなかった(表 3-2-2-3)。市場化テスト終了後も従来の実施状況に関する情報開示は続けられ、業務を 2 つに分割し参入障壁を下げる努力がなされている。ただし業務の一部が、仕様書添付資料で説明がなされていても、新規参入者にとっては明確ではない場合、参入障壁は下がらない場合があることを指摘したい。

市場化テストが終了した 3 つの統計調査の仕様書の変化と「チェックポイント」への対応状況はそれぞれであるが、民間事業者が活発に応札し創意工夫を発揮し得るかどうかは、業務内容を明確にし、コスト積算が正しくできる情報開示が引き続き、あるいは市場化テスト時以上になされるかどうか焦点であろう。公的統計市場への積極的な参入をめざす J M R A 会員社としては、この点を今後も注視したい。

市場化テスト期間中、終了後の仕様書の詳しい検証結果については、3.2.3 以降で述べる。

表 3-2-2-2 市場化テスト終了後の仕様書の「競争性改善上のチェックポイント」への対応状況

		科学技術研究調査 (平成 29 年～31 年 調査) (総務省)			消費動向調査(平成 28 年度～29 年度) (内閣府)			平成 28 年度容器包装 利用・製造等実態調 査及び分析における 抽出計画作成等事業 /統計表作成等事業 (農林水産省・経済 産業省)		
「実施要項作成時における競争性改善 上のチェックポイント」項番		○ 件数	△ 件数	× 件数	○ 件数	△ 件数	× 件数	○ 件数	△ 件数	× 件数
1.	公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	5	1	1	8	－	3	5	3	1
2.	実施期間について									
3.	入札参加資格について	5	－	－	4	－	2	3	－	2
4.	入札参加者の募集について	6	2	－	5	2	1	7	1	－
5.	落札者決定のための評価基準等について	8	－	－	5	－	3	8	－	－
6.	情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】									
7.	情報開示について	－	－	11	－	－	8	8	3	－
8.	使用させることができる国有財産について									
9.	対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札のみ】									
10.	適用される法令の特例について									
11.	報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	8	1	－	7	－	2	6	1	2
12.	損害賠償について									
13.	評価について									
合計		32	4	12	29	2	19	37	8	5
(再掲) ☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計		10	1	2	7	1	8	11	2	2

表 3-2-2-3 市場化テスト期間中・終了後の仕様書評価の変動まとめ

			科学技術研究調査 (平成 29 年～31 年 調査) (総務省)		消費動向調査(平成 28 年度～29 年度) (内閣府)		平成 28 年度容器包装 利用・製造等実態調査 及び分析における抽 出計画作成等事業/統 計表作成等事業(農林 水産省・経済産業省)	
(イ)	市場化テスト終了後 仕様書の評価が上昇	×→○	-	-	-	-	1	3
		×→△	-		-			
		△→○	-		-			
		非該当→○	-		-			
(ロ)	市場化テスト終了後 仕様書の評価が下落	○→×	9	11	-	-	2	4
		○→△	1		-		2	
		△→×	1		-		-	
		非該当→×	-		-		-	
(ハ)	市場化テスト終了後 仕様書の評価が不動	○→○	32	37	29	50	34	43
		△→△	3		2		5	
		×→×	2		19		3	
		非該当→△	-		-		1	
合計			48	48	50	50	50	50

3.2.3 科学技術研究調査(平成 29 年～31 年調査)の実施業務(総務省)のケース

(1) 市場化テストの実施から終了まで

本案件は基幹統計である。総務省統計局ホームページ「科学技術研究調査の概要」の「沿革」によると、「この調査は、研究機関基本統計調査(指定統計第 61 号)として昭和 28 年 8 月に発足した。昭和 35 年 3 月、調査対象範囲の拡充及び調査単位を変更するとともに、調査名を現在の『科学技術研究調査』に改称した」とあり、調査目的には「科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としている」とある。

この調査は「市場化テスト終了事業一覧」¹によると表 3-2-3-1 のとおり 2007 年度から 4 回にわたり公サ法に基づいて実施されている。いずれも落札者決定方法は総合評価方式である。今回、比較した仕様書は表 3-2-3-1 の 2014 年度の市場化テスト時(公サ法適用時)と 2017 年度の市場化テスト終了後(公サ法対象外)のものである。

表 3-2-3-1 市場化テストの実施状況

公サ法適用からの年度(調査対象期間)	仕様書比較	入札(落札者決定方法)
2007 年度(平成 19 年 4 月～平成 19 年 12 月)		公サ法(総合評価落札方式)
2008 年度(平成 20 年 4 月～平成 22 年 10 月)		公サ法(総合評価落札方式)
2011 年度(平成 23 年 4 月～平成 25 年 12 月)		公サ法(総合評価落札方式)
2014 年度(平成 26 年 4 月～平成 28 年 12 月)	○	公サ法(総合評価落札方式)
2017 年度(平成 29 年 4 月～平成 31 年 12 月)	○	会計法(総合評価落札方式)

¹ 公共サービス改革基本方針(平成 28 年 6 月)の「(参考 1)市場化テスト終了事業一覧」である。
(URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/kihon.html)

2017 年度調査は、2014 年度調査の事業評価及び事業全体の実施状況に基づく審議結果により、公サ法対象外となっている。その審議結果による「5. 今後の方針」¹を以下に引用する。なお、下線は当小委員会である。

5. 今後の方針

本事業の市場化テストは今期が4期目であり、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりである。

- ① 実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。
- ② 総務省に設置している外部有識者で構成している科学技術研究調査の民間競争入札実施事業に関する評価会において、事業実施状況のチェックを受けている。
- ③ 入札において、2者の応札であり、競争性が確保されていた。
- ④ 確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成していた。
- ⑤ 経費削減において、従来経費からの削減率1.7%の効果を上げていた。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ．１．（１）の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、総務省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

(2) 案件資料概要

2017 年度からは会計法に基づく調査となり、案件名も「『科学技術研究調査』における民間競争入札実施要項」から「『科学技術研究調査』（平成 29 年～31 年調査）の実施業務」となっている。その「調達仕様書」の内容は次のとおりである。調査概要は公サ法の「実施要項」と基本的に同一である。ただし、その構成は公サ法から会計法への根拠法の違いを反映したものとなっている。

第 1. 調達案件 科学技術研究調査の実施業務	第 8. 受託者が使用できるシステムに関する事項
第 2. 業務概要 1 科学技術研究調査の概要、2 調査の対象、3 調査の規模、4 調査の期日及び調査の期間、5 調査票の種類及び調査事項、6 調査の方法	第 9. 契約により受託者が講ずべき措置等 1 報告について、2 調査について、3 指示について、4 秘密の保持、5 契約に基づき受託者が講ずべき措置（(1)業務の開始及び中止～(11)契約の解釈）
第 3. 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質 1 委託業務の内容、2 業務委託に関する留意事項、3 業務の実施に当たり確保されるべき質、4 モニタリングの方法、5 契約内容等、6 業務の改善策の作成等、7 業務の改善提案	第 10. 契約により受託者が負うべき責任 損害賠償、遅延賠償金等の 3 項目
第 4. 契約期間 平成 29 年 4 月 3 日から平成 31 年 12 月 27 日	第 11. 実施状況の評価に関する事項 1 実施状況に関する調査の時期、2 調査の実施方法、3 調査項目、4 意見聴取等、5 外部有識者による評価
	第 12. その他実施に関し必要な事項

¹ 総務省第 171 回官民競争入札等監理委員会(会議資料)
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/kanmin/02shingi06_160513.html)

第 5. 入札参加資格に関する事項 1～6(法令及び全省庁統一資格の記載などのため 詳細略)	1 会計検査について、2 統計法令の遵守、3 総務省 の監督体制、4 入札落札者決定等に関する評価会 の開催 ※調達仕様書本文 21 ページ
第 6. 入札に参加する者の募集 1 入札に係るスケジュール(予定)、2 入札実施手 続、	別紙一覧 別紙 1 従来の実施状況に関する情報の開示～別紙 14 科学技術研究調査 調査関係書類の封入手順 書(詳細省略)
第 7. 落札者を決定するための評価基準及び落札者 の決定方法 1 総合評価に当たっての質の評価項目の設定、2 落 札方法及び得点配分、3 初回の入札で落札者が決 定しなかった場合の取扱い	入札説明書 15 項目及び別紙(詳細省略)

今回の調達仕様書は公サ法で求められた事項や用語の削除が厳格に行われているのが特徴である。主な特徴は次のとおりである。

- 「第 5. 入札参加資格に関する事項」が前回は「第 4. 民間競争入札に参加する者に必要な資格」となっていた。前回の「民間競争入札」という表記は今回には見られず、基本的に「入札」と言い換えられている。なお、対応する仕様書の項目番号がずれているのは今回が案件名を「第 1.」としているためである。
- 前回の「第 7. 科学技術研究調査における従来の実施状況に関する情報の開示」がなくなっている。これは根拠法の違い(公サ法から会計法)の反映であろう。なお、第 7 項番は削除されたが、第 1 項番が追加されたため仕様書項目数は 12 と変わらない。
- 「第 8. 受託者が使用できるシステムに関する事項」が前回は「第 8. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項」となっていた。前回の「民間事業者」は「受託者」に変更されている。これは他の項目なども同様である。
- 「第 9」の「5 契約に基づき受託者が講ずべき措置」が 11 項目であり、前回の「(3) 金品の授受の禁止」「(9) 実施状況の公表」の記述はない。
また、「(10) 契約の解除等」の項目が 8 項目と前回の 3 項目より増えている。
- 「第 11. 実施状況の評価に関する事項」が前回は「第 11. 法第 7 条 8 項に規定する評価に関する事項」となっていた。これも根拠法の違いの反映であろう。
これに関連し、第 11 の「5 外部有識者による評価」が前回の「5 実施状況等の提出」と入れ替わっている。公サ法では法に基づき官民競争入札等監理委員会に「実施状況の提出」となっているためである。
- 「第 12. その他実施に関し必要な事項」が 4 項目であり、前回の 8 項目より公サ法関連の 4 項目(公サ法の「法第 25 条第 2 項の規定」「法第 56 条」「法第 55 条」「官民競争入札等監理委員会への報告」)が削除されている。
- 別紙が 1～14 であり、前回の「従来の実施状況に関する情報の開示」「総務省の組織図」が削除された形となっている。

(3) 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価

① 評価方法について

市場化テスト時及び市場化テスト終了後の仕様書について、「競争性改善上のチェックポイント」(2015年3月)¹の反映状況を評価したものである。「競争性改善上のチェックポイント」は公サ法適用時(市場化テスト時)の実施要項作成基準であるが、「公サ法の対象から外れるが、官民競争入札等監理委員会で厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえる」という原則の比較視点から同一基準で評価を実施した。

具体的には表 3-2-3-2 の 1～13 分類、詳細 78 項目について、次の 3 段階で評価したものである。

【判定基準】

- ・「○」:入札説明書・仕様書(調達仕様書等)に「チェックポイント」反映の記載がある、または扱いが妥当と判断される項目。
- ・「△」:記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。
- ・「×」:記載されていない、または扱いが妥当ではないと判断される項目。

表 3-2-3-2 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」

1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について(13 項目)
2. 実施期間について(1 項目)
3. 入札参加資格について(10 項目)
4. 入札参加者の募集について(9 項目)
5. 落札者決定のための評価基準等について(11 項目)
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】(項目なし)
7. 情報開示について(22 項目)
8. 使用させることができる国有財産について(項目なし)
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札の場合のみ】(項目なし)
10. 適用される法令の特例について(項目なし)
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について(10 項目)
12. 損害賠償について(1 項目)
13. 評価について(1 項目)

② 市場化テスト期間中・終了後の仕様書評価の変動

市場化テスト期間中の仕様書と終了後の仕様書との評価変動状況は表 3-2-3-3 のとおりである。なお、78 項目の評価の詳細は巻末資料 2 のとおりである。

非該当を除く 48 項目中、市場化テスト時と終了後を比較して仕様書の評価が変化しなかったパターン(○→○、△→△、×→×)は 37 件で 77%を占める。仕様書の評価が上昇した件数はなく、下降した件数が 11 件で 23%となっている。他の 2 案件に比較すると評価下降件数の比率が高くなっている。

¹ 総務省官民競争入札等監理委員会事務局作成、巻末資料 4

(イ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が上昇した項目

前述したように上昇した項目は見られない。

(ロ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が下降した項目

下降した項目 11 件のうち、「○」から「×」の 9 件と「△」から「×」の 1 件、計 10 件は「7. 情報開示について」の項目である。従来の実施状況(経費、人員、施設・設備、回収目標達成度など)の開示は応札者にとっては非常に重要な情報である。公サ法対象外となったために外したというのでは前述の審議結果と矛盾しているように思われる。

「○」から「△」の 1 件は「入札公告から事業開始までのスケジュールは十分余裕をもったものとなっているか」で市場化テスト時にはあった「業務の引継ぎ期間」への言及が具体的ではなかったためである。

(ハ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が変わらない項目

前述したように変化がない項目は 37 件である。最も多いのは「○→○」の 32 件で該当 48 項目での比率は 67%である。「△→△」は 3 件(6%)である。

「×(記載がない)」のまま変化のなかった 2 項目は「1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について」の「⑥再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する」と「7. 情報開示について」の「⑭対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるよう記載する」である。

表 3-2-3-3 市場化テスト時と終了後の「競争性改善上のチェックポイント」による仕様書評価の変動

(仕様書の評価の変動) 市場化テスト時→市場化テスト終了後		○ ↓ ○	○ ↓ △	○ ↓ ×	△ ↓ ○	△ ↓ △	△ ↓ ×	×	×	×	非 該 当 ↓ 該 当	該 当 ↓ 非 該 当	非 該 当 ↓ 非 該 当	合 計
1.	公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	5	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	6	13
2.	実施期間について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
3.	入札参加資格について	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	10
4.	入札参加者の募集について	6	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	9
5.	落札者決定のための評価基準等について	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11
6.	情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】													-
7.	情報開示について	-	-	9	-	-	1	-	-	1	-	-	11	22
8.	使用させることができる国有財産について													-
9.	対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札のみ】													-
10.	適用される法令の特例について													-
11.	報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	10
12.	損害賠償について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
13.	評価について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
合計		32	1	9	-	3	1	-	-	2	-	-	30	78
(再掲) ☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計		10	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	5	20

(再掲)

(イ) 市場化テスト終了後仕様書の評価が上昇	×	○	-	-
	×	△	-	-
	△	○	-	-
	非該当	○	-	-
(ロ) 市場化テスト終了後仕様書の評価が下落	○	×	9	11
	○	△	1	1
	△	×	1	1
	非該当	○	-	-
(ハ) 市場化テスト終了後仕様書の評価が不動	○	○	32	37
	△	△	3	3
	×	×	2	2
	非該当	○	0	0
合 計			48	

③ 市場化テストの実施・終了と仕様書の改善

市場化テスト終了後の仕様書について、「競争性改善上のチェックポイント」で評価した結果の要約は表 3-2-3-4 のとおりである。これは表 3-2-3-3 より「市場化テスト終了後」の評価をとりだしたものである。なお、78 項目の評価の詳細は巻末資料 2 のとおりである。

非該当を除く 48 項目中、「チェックポイント」の事項が仕様書等で満たされている項目(「○」)は 32 件で 67%である。「△」の 4 件と合わせると 75%となる。この比率は市場化テスト時の 91%に比べると低い。

「△」の 4 件のうち「引継ぎにおける引継ぎ方法やその費用負担」「提案書の雛形」「過去の事業報告書の閲覧方法」の 3 件は市場化テスト時も「△」の項目である。いずれも仕様書の項番はあるが内容に具体性が欠けているものである。一方、「○→△」と仕様書が後退したものは「入札公告から事業開始までのスケジュールでの余裕」である。市場化テスト時には「業務の引継ぎとして開札後 10 日以内」という期間の記述があったが、今回は見られない。ただし、入札から開札までのスケジュールは市場化テスト時と同期間であり、引継ぎは考慮されているようにも見受けられるので「△」と評価した。

「×」の件数は 12 件である。そのうち、11 件が前述したように「7. 情報開示について」に集中している。そのほとんどが経費、工数、委託先など係る情報開示などで 11 件中 10 件が「○→×」へ後退となっている。厳密には根拠法の変更によるものであるが、他の案件では維持されている点から復活・改善を期待したい。管理費の情報開示については前回も不明確であったが、今回はその文言すらないため「△→×」とした。また、外部委託状況の開示は今回も未記載のため「×」とした。

情報開示以外の「×」1 件は「1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について」の「再契約事項」であり、これは市場化テスト時でも記載がなく同様の「×」であった。

表 3-2-3-4 市場化テスト終了後の仕様書の「競争性改善上のチェックポイント」による評価

	○ 件数	△ 件数	× 件数	非 該 当 件 数	合 計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	5	1	1	6	13
2. 実施期間について	-	-	-	1	1
3. 入札参加資格について	5	-	-	5	10
4. 入札参加者の募集について	6	2	-	1	9
5. 落札者決定のための評価基準等について	8	-	-	3	11
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】					-
7. 情報開示について	-	-	11	11	22
8. 使用させることができる国有財産について					-
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札のみ】					-
10. 適用される法令の特例について					-
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	8	1	-	1	10
12. 損害賠償について	-	-	-	1	1
13. 評価について	-	-	-	1	1
合計	32	4	12	30	78
(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計	10	1	2	6	20

3.2.4 消費動向調査の実査業務(内閣府)のケース

(1) 市場化テストの実施から 2016 年度まで

この調査は月次調査で、2010 年度から公サ法の適用が開始され、2013 年度からは 3 年度分のまとめたの入札となった。市場化テストは 2015 年度で終了し、2016 年度からは会計法に基づく入札により、総合評価方式で落札者が決定している。

比較した仕様書は、表 3-2-4-1 の 2013 年度の市場化テスト時と、市場化テスト終了後の 2016 年度のものである。

表 3-2-4-1 市場化テストの実施と終了

年度	仕様書比較	入札(落札者決定方法)	
2012 年度(平成 24 年度)	—	公サ法(総合評価落札方式)	市場化テスト
2013 年度(平成 25 年度)	○	公サ法(総合評価落札方式)	市場化テスト
2016 年度(平成 28 年度)	○	会計法(総合評価落札方式)	終了後

(2) 案件資料概要

市場化テスト終了後の入札説明書・仕様書の概要は以下のとおりである。()内は項目数、ページ数等を示す。民間事業者からみてこの事業の契約の相手方は、内閣府経済社会総合研究所となっている。

一般競争入札関係資料 (消費動向調査の実査業務)

内閣府経済社会総合研究所

一般競争入札関係資料

- 別紙 1 入札公告(写)(13 項目)
- 別紙 2 入札説明書(20 項目)
- 別紙 3 委任状(書式例)
- 別紙 4 入札書(書式例)
- 別紙 5 契約書(案)(20 項目)
- 別紙 6 誓約事項
- 別紙 7 仕様書(15P)
- 別紙 (消費動向調査の流れ)
- 資料 1 (消費動向調査の都道府県別調査世帯数)
- 資料 2 (調査市町村一覧)
- 資料 3 (調査単位区世帯名簿の作成及び調査世帯の選定方法)
- 資料 4 (調査世帯交替予定図)
- 資料 5 (個票データ形式、各項目の算出方法及び表章形式について)
- 別添 1 調査世帯等問い合わせ等内容報告(ひな型)
- 別添 2 内部検査報告書(ひな型)
- 別添 3 調査協力状況確認名簿(ひな型)
- 別添 4 調査状況監査結果(ひな型)
- 別添 5 調査員任命報告書(ひな型)
- 様式 1 消費動向調査調査単位区世帯名簿
- 様式 2 消費動向調査調査単位区単身世帯名簿
- 様式 3-1 調査票(4、5、7、8、10、11、1、2 月調査用)
- 様式 3-2 調査票(6、9、12 月調査用)
- 様式 3-3 調査票(3 月調査用)
- 様式 4 消費動向調査の委託事業者変更について

- 様式 5 消費動向調査についてのお願い
- 様式 6 消費動向調査へのご協力をお願い(1)
- 様式 7 消費動向調査へのご協力をお願い(2)
- 様式 8 消費動向調査へのご協力をお願い(3)
- 様式 9 訪問票
- 様式 10 ○月分調査へのご記入についてのお願い
- 様式 11 調査のしおり
- 様式 12 調査票の記入の仕方
- 様式 13 消費動向調査くらしのしおり
- 様式 14 ご協力のお礼
- 様式 15 調査にご協力いただいた皆様へ
- 様式 16 委託事業者変更通知用封筒
- 様式 17 名簿作成時用封筒
- 様式 18 依頼状用封筒
- 様式 19 訪問用封筒
- 様式 20 調査書類郵送用封筒
- 様式 21 返送用封筒
- 様式 22 礼状用封筒
- 別添 1 技術等提案要領(8 項目)
- 別添 2 技術等評価表

仕様書の構成は以下のとおりである。

- | | |
|--|---------------------------------|
| 1. 消費動向調査の概要 | 4. 第三者に損害を加えた場合における民間事業者が負うべき責任 |
| 2. 消費動向調査に係る請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質 | 5. 実施状況の評価に関する事項 |
| 3. 契約により民間事業者が講ずべき措置等 | 6. その他の実施に関し必要な事項 |

この調査の目的は、仕様書の「消費動向調査の概要」によれば、「消費者の意識、物価の見通し、サービス等の支出予定、主要耐久消費財等の保有・買替え状況を把握し、景気動向判断の基礎資料とすること」である。調査は 1957 年に開始され、調査世帯は、二人以上の世帯、単身世帯毎に三段抽出(市町村－調査単位区－世帯)により選ばれた 8,400 世帯(2012 年度実施調査までは 6,720 世帯)で、毎月 1 回(毎月 15 日時点)郵送で実施される。ただし、調査 1 か月目の新規世帯は、調査員が訪問して調査依頼・調査票配布及び調査票回収を行う。有効回答率は、おおむね 70%程度であると公表されている。

(3) 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価

① 評価方法について

前掲 3.2.3「科学技術研究調査」と同様の方法で行った。

② 市場化テスト期間中・終了後の仕様書評価の変動

市場化テスト期間中の仕様書と終了後の仕様書をそれぞれ評価し、評価の変化を要約すると、表 3-2-4-2 のとおりである。78 項目の評価の詳細は巻末資料 2 のとおりである。

非該当を除く 50 項目中、市場化テスト時と終了後を比較して仕様書の評価が変化しなかった項目(「○」と「○」、「△」と「△」、「×」と「×」)が 50 件で 100%を占める。市場化テスト時と終了後とで、仕様書の変化はほとんどないといえる。

(イ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が上昇した項目

消費動向調査の実査業務では、市場化テスト終了後の仕様書の評価が上昇した項目はなかった。

(ロ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が下落した項目

消費動向調査の実査業務では、市場化テスト終了後の仕様書の評価が下落した項目はなかった。

(ハ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が変わらない項目

非該当を除く 50 項目中、市場化テスト時と終了後を比較して仕様書の評価が変化しなかった項目は 50 件と 100%を占める。これらのうち、「×」から「×」のまま変化がなかった 19 項目のうち競争性の改善について特に留意すべき項目は 8 項目で、「共同体による入札参加資格を定めること」「共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること」「提案書についてはひな形及び記入例を示すこと」「類似実績を評価の対象とする場合には、類似実績として認める範囲も明らかにすること」「民間事業者又は業務従事者の知見・ノウハウ等を評価対象にする場合には、求められる知見・ノウハウの具体的内容、求められる水準がわかるように記載すること」「対象公共サービスを外部委託によって実施している場合、当該委託費の支払額及びその内訳を開示すること」「従来の実施に要した経費、従来の実施に要した人員、従来の実施における目的の達成の程度について、可能な限り最新の情報を含む複数年の情報を提供すること(原則 3 年以上)」「市場化テストの開始後、業務内容や分量に変更が生じる場合でも新規事業者が適切に積算ができるよう、業務内容や分量の変更内容を注記し、参考となり得る情報を開示すること」である。いずれの項目も市場化テスト時、終了後とも具体的な記載がなく、「×」と判断した。

表 3-2-4-2 市場化テスト時と終了後の「競争性改善上のチェックポイント」による仕様書評価の変動

(仕様書の評価の変動) 市場化テスト時→市場化テスト終了後		○ ↓ ○	○ ↓ △	○ ↓ ×	△ ↓ ○	△ ↓ △	△ ↓ ×	×	↓ ○	×	↓ △	×	↓ ×	非 該 当 ↓ 該 当	該 当 ↓ 非 該 当	非 該 当 ↓ 非 該 当	合 計
1.	公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	13
2.	実施期間について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
3.	入札参加資格について	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	4	10
4.	入札参加者の募集について	5	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	9
5.	落札者決定のための評価基準等について	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	3	11
6.	情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】																-
7.	情報開示について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	14	22
8.	使用させることができる国有財産について																-
9.	対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札のみ】																-
10.	適用される法令の特例について																-
11.	報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	10
12.	損害賠償について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
13.	評価について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
合計		29	-	-	-	2	-	-	-	-	-	19	-	-	-	28	78
(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計		7	-	-	-	1	-	-	-	-	-	8	-	-	-	4	20

(再掲)

(イ)	市場化テスト終了後仕様書の評価が上昇	×	→	○	-	-
		×	→	△	-	-
		△	→	○	-	-
		非該当	→	○	-	-
(ロ)	市場化テスト終了後仕様書の評価が下落	○	→	×	-	-
		○	→	△	-	-
		△	→	×	-	-
		非該当	→	×	-	-
(ハ)	市場化テスト終了後仕様書の評価が不動	○	→	○	29	50
		△	→	△	2	
		×	→	×	19	
		非該当	→	△	-	

③ 市場化テストの実施・終了と仕様書の改善

市場化テスト終了後の仕様書について、「競争性改善上のチェックポイント」で評価した結果の要約は表 3-2-4-3 のとおりとなっている。78 項目の評価の詳細は巻末資料 2 のとおりである。

非該当を除く 50 項目中、「チェックポイント」の事項が仕様書等で満たされている項目(「○」)は 29 件で 58%である。「△」の 2 件とあわせて 62%となる。「競争性改

善上のチェックポイント」を評価尺度とした場合には、全体としては、市場化テスト終了後も市場化テスト時の仕様書がほぼ維持されているといえる。

「△」の2件は、「4. 入札参加者の募集について」の「④競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする」及び「⑨入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出に当たって必要となる算式や予定数量を示すこと」である。前者は問い合わせ先の記載はあるが、公表について記載がないため「△」とした。後者は入札金額の積算にあたっての数量の明示性には欠けるため「△」とした。

「×」の19件のうち8件は(3)②(ハ)に前述したとおりである。他の11件は「1⑥再委託先や関連機関等と締結する契約について、質の確保の観点から発注者が契約について一定の内容を求める場合(著作権の帰属等)には、その内容を示すか契約書のひな形等を添付する」「1⑧施設、貸与物件、資料等の引継ぎにあたり費用負担が大きいもの、原状回復の必要があるもの等について、引継ぎ方法や費用負担が明記されているか」「1⑨実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか」「5⑧特定の公的または民間の認証(I S O、プライバシーマーク等)を得ていることを評価の対象とする場合は、当該認証の取得の難易を考慮し、他の認証の取得、評価材料によって配点することができないかについても検討すること」「7②費目ごとに年度によって金額が相当程度変動しているものについては、増減の要因(業務量の変動等)を注記する」「7③人員数は工数(人日)だけではなく、実人数を示すこと」「7④年度や通年の繁忙状況によって人員数が相当程度増減している場合には、増減の要因(業務量の変動等)や増減措置の内容及び方法について注記する」「7⑤常勤・非常勤の職員は区分して記載する」「7⑭対象公共サービスの一部を外部委託している場合には、従来の外部委託の状況がわかるように業務フロー図に外部委託部分を記載するなど、どの程度外部委託しているか分かるように記載する」「11①事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか」「11⑦契約変更のための要件や手続きについて、法21条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか」である。いずれも当小委員会としては記載やひな形等がないと判断し、「×」とした。

2015年6月19日付け内閣府経済社会総合研究所景気統計部の発表資料、「民間競争入札実施事業『消費動向調査』の実施状況について」において、事業の実施状況として「実査準備(調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、世帯名簿の作成、調査世帯の選定)」「実査(調査の依頼、調査票の配布・郵送、調査票の督促・回収、礼状及び謝礼の郵送、照会対応)」「審査」「集計」のそれぞれについて、2013年度と2014年度の工数(人日)の記載がある。また同資料には調査員数や照会対応のオペレーターの人数の記載がある。消費動向調査は市場化テスト前と後で仕様書に変更は見られないが、仕様書に民間事業者の積算の参考となるこのような情報があれば積極的に記載すべきである。

表 3-2-4-3 市場化テスト終了後の仕様書の「競争性改善上のチェックポイント」による評価

	○ 件数	△ 件数	× 件数	非 該 当 件 数	合 計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	8	-	3	2	13
2. 実施期間について	-	-	-	1	1
3. 入札参加資格について	4	-	2	4	10
4. 入札参加者の募集について	5	2	1	1	9
5. 落札者決定のための評価基準等について	5	-	3	3	11
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】					-
7. 情報開示について	-	-	8	14	22
8. 使用させることができる国有財産について					-
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札のみ】					-
10. 適用される法令の特例について					-
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	7	-	2	1	10
12. 損害賠償について	-	-	-	1	1
13. 評価について	-	-	-	1	1
合計	29	2	19	28	78
(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計	7	1	8	4	20

3.2.5 平成 28 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析(農林水産省・経済産業省)のケース

(1) 市場化テストの実施から 2016 年度まで

この案件の周期は毎年で、2013 年度の入札から公サ法が適用され、市場化テストの対象となった。市場化テストは 2014 年度で終了し、2015 年度からは会計法に基づく入札により、総合評価方式で落札者が決定している。

比較した仕様書は、表 3-2-5-1 の 2013 年度の市場化テスト時と、市場化テスト終了後の 2016 年度のものである。

表 3-2-5-1 市場化テストの実施と終了

年度	仕様書比較	入札(落札者決定方法)	
2012 年度(平成 24 年度)		会計法(総合評価落札方式)	
2013 年度(平成 25 年度)	○	公サ法(総合評価落札方式)	} 市場化テスト
2014 年度(平成 26 年度)		公サ法(総合評価落札方式)	
2015 年度(平成 27 年度)		会計法(総合評価落札方式)	終了後 (事業を 2 分割)
2016 年度(平成 28 年度)	○	会計法(総合評価落札方式)	

(2) 案件資料概要

市場化テスト終了後の入札説明書・仕様書の概要は以下のとおりである。()内はページ数を示す。民間事業者からみてこの事業の契約の相手方は、農林水産省および経済産業省で、納入場所も農林水産省および経済産業省となっているが、入札手続の一切は経済産業省が代表して行う、と入札説明書に示されている。

容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業は、市場化テスト終了後の 2015 年度から、「抽出計画作成等事業」と「統計表作成等事業」の 2 つに分割され、それぞれ入札が行われている。2 つの事業ではあるものの、入札手続は同時期に行われ、入札説明書・仕様書、応札資料の作成要領や評価手順からみて、両者をあわせて 1 つの調査事業としてここで取り扱い、分割される前の事業と比較することができると判断した。下に示す入札説明書等の資料は、「抽出計画作成等事業」によっている。

平成 28 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析における抽出計画作成等事業 入 札 説 明 書

経済産業省大臣官房会計課

配付内訳

- 入札説明書(17 項目 3P)
- 入札書(1P)/○委任状(1P)
- 予算決算及び会計令(抜粋)(1P)
- 経済産業省入札心得(4P)
- 契約書(案)(12P)
- 仕様書(本体 7P)
 - 別添 1 容器包装利用・製造等実態調査の概要(8P)、別添 2 業種別調査客体数(4P)、別添 3 印刷部数及び印刷仕様(8P)、依頼状・調査票・記入上の注意・Q&A 集(22P)、別添 4 抽出方法(13P)、別添 5 従来の実施状況に関する情報の開示(9P)
- 応札資料作成要領(本体 23P)
 - 提出資料/評価項目一覧に係る内容の作成要領/提案書に係る内容の作成要領及び説明/別紙 1 質問状/別紙 2 提案書ひな形/別添 1 評価項目一覧(3P)
- 評価手順書(本体 2P)

仕様書の構成は以下のとおりである。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 件名 | 6. 調査実施期間 |
| 2. 事業目的 | 7. 成果物 |
| 3. 調査の概要 | 8. 納入場所 |
| 4. 事業内容 | 9. 担当者 |
| 5. その他 | |

この調査の目的は、経済産業省ホームページ「容器包装利用・製造等実態調査の概要」によれば、「容器包装リサイクルにおいてガラス製容器、PET ボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル(再商品化)が義務付けられていることから、これら容器包装の利用・製造等の実態を把握し、特定事業者の容器包装廃棄物のリサイクル義務量算定のための数値等を算出する基礎にする」ことである。調査は 1996 年に開始され、調査対象は容器包装を利用・製造等する全国の約 4 万の企業で、毎年 6～7 月

に実施される。調査票の配布は郵送またはオンラインで、回収は郵送、FAX またはオンラインにより、回収率は約 55%と記されている。

(3) 「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」による評価

① 評価方法について

前掲 3.2.3「科学技術研究調査」と同様の方法で行った。

② 市場化テスト期間中・終了後の仕様書評価の変動

市場化テスト期間中の仕様書と終了後の仕様書をそれぞれ評価し、評価の変化を要約すると、表 3-2-5-2 のとおりである。78 項目の評価の詳細は巻末資料 2 のとおりである。なお市場化テスト終了後の事業は 2 つに分割されているが、分割後の各仕様書を「競争性改善上のチェックポイント」で検証したとき、1 つの評価項目に対して事業によって評価を違える必要は生じなかったことを付記する。

非該当を除く 50 項目中、市場化テスト時と終了後を比較して仕様書の評価が変化しなかった項目(「○」と「○」、「△」と「△」、「×」と「×」、非該当が「△」に)が 43 件で 86%を占める。仕様書の評価が上昇した項目(「×」から「○」、「×」から「△」、「△」から「○」に変動、非該当が「○」に)は 3 件で 6%である。仕様書の評価が下落した項目(「○」から「×」、「○」から「△」、「△」から「×」に変動、非該当が「×」に)は 4 件で 8%である。市場化テスト時と終了後とで、全体的には仕様書の変化は大きくないといえる。

(イ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が上昇した項目

「×」から「○」に変化した 1 項目は、「複数の業務を一つの業務に統合したり、一つの業務を別々の業務に業務単位で分割したりすることにより、参入障壁を緩和できる可能性を検討したか」という項目である。市場化テスト終了後 2015 年度の入札から、「抽出計画作成等事業」と「統計表作成等事業」の 2 つに分割され、参入障壁の低減が図られたことによる。「△」から「○」に変化したのは、「競争参加資格の等級について、応札者の拡大のため、可能な限り下位の等級まで含めることを検討しているか」の項目で、市場化テスト時は A、B 等級までだったが、終了後は A、B、C 等級に拡大された。他に「提案書についてはひな形及び記入例を示すこと。各評価項目と様式との対応を明示し、提案書の添付資料についてもわかりやすく示すこと」の 1 項目を「△」から「○」としたが、これは市場化テスト時の配付資料が、時間の経過による制約のため一部入手できなかったことによるとすると、その場合は「○」から「○」となり、この 1 項目分は評価の上昇とはならない。

(ロ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が下落した項目

「○」から「×」に変化した 2 項目は、「実施府省及び事業者の作成した著作物等については、引継ぎの際の権利義務の帰属に関する取扱いが明確であるか」と「契約変更のための要件や手続きについて、法 21 条の手続きを経る必要があることを含め、記載されているか」という項目である。市場化テスト終了後の仕様書には、法 21 条の記載は当然ないが、契約変更についての言及がない。「○」から「△」に変化した 2 項目は、「作業量の多い業務、専門性の高い業務の一部について、事業者自ら実施する必要はな

く、再委託が可能である場合には、その旨明記する」と「競争条件を損なうことがないよう質問への回答や情報提供は原則として公表することとする」である。

(ハ) 市場化テスト終了後の仕様書の評価が変わらない項目

非該当を除く 50 項目中、市場化テスト時と終了後を比較して仕様書の評価が変化しなかった項目は 43 件と 86%を占める。これらのうち、「×」から「×」のまま変化がなかった 3 項目は、「共同体による入札参加資格を定めること」「共同事業体では、グループの構成員全てに求める必要のない入札参加資格については代表者のみに求めることとし、その他の構成員については必要最低限の入札参加資格にすること」「事業終了時に提出する事業報告書について、過去の報告書の閲覧方法が示されているか」で、共同事業体については市場化テスト時、終了後とも言及されていない。

表 3-2-5-2 市場化テスト時と終了後の「競争性改善上のチェックポイント」による仕様書評価の変動

(仕様書の評価の変動) 市場化テスト時→市場化テスト終了後		○ ↓ ○	○ ↓ △	○ ↓ ×	△ ↓ ○	△ ↓ △	△ ↓ ×	×	×	×	非 該 当 ↓ 該 当	該 当 ↓ 非 該 当	非 該 当 ↓ 非 該 当	合 計
1.	公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	4	1	1	-	1	-	1	-	-	1	-	4	13
2.	実施期間について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
3.	入札参加資格について	2	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	5	10
4.	入札参加者の募集について	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	9
5.	落札者決定のための評価基準等について	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	11
6.	情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】													-
7.	情報開示について	8	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	11	22
8.	使用させることができる国有財産について													-
9.	対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札のみ】													-
10.	適用される法令の特例について													-
11.	報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	6	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	10
12.	損害賠償について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
13.	評価について	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
合計		34	2	2	2	5	-	1	-	3	1	-	28	78
(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計		9	1	-	2	1	-	-	-	2	-	-	5	20

(再掲)

(イ) 市場化テスト終了後仕様書の評価が上昇	×→○	1	3
	×→△	-	
	△→○	2	
	非該当→○	-	
(ロ) 市場化テスト終了後仕様書の評価が下落	○→×	2	4
	○→△	2	
	△→×	-	
	非該当→×	-	
(ハ) 市場化テスト終了後仕様書の評価が不動	○→○	34	43
	△→△	5	
	×→×	3	
	非該当→△	1	
合 計		50	

③ 市場化テストの実施・終了と仕様書の改善

当小委員会では、容器包装利用・製造等実態調査及び分析の仕様書分析を過去に行っている。表 3-2-5-1 にある 2012 年度と 2013 年度の仕様書を 2 年度連続して検証し、2013 年度に公サ法が適用され、市場化テストの対象事業となったことにより、仕様書が改善されたことを明らかにした¹。

市場化テスト終了後の仕様書について、「競争性改善上のチェックポイント」で評価した結果の要約は表 3-2-5-3 のとおりとなっている。78 項目の評価の詳細は巻末資料 2 のとおりである。

非該当を除く 50 項目中、「チェックポイント」の事項が仕様書等で満たされている項目(「○」)は 37 件で 74%である。「△」の 8 件とあわせて 90%となる。「競争性改善上のチェックポイント」を評価尺度とした場合には、全体としては、市場化テスト終了後も市場化テスト時の仕様書がほぼ維持されているといえる。

「×」の 5 件は、②(ロ)市場化テスト終了後の仕様書の評価が「○」から「×」に下落した項目で示した 2 件(著作物の引継ぎの際の権利義務の帰属の明確化、契約変更に関する記載)と、②(ハ)で述べた、市場化テスト時・終了後ともに「×」の 3 件(共同事業体について言及がないことによる 2 件と、過去の事業報告書の閲覧方法が不明なこと)である。これらの一つ一つは、競争性を大きく阻害するとはいえない。

2014 年 7 月 22 日開催の第 138 回官民競争入札等監理委員会における「平成 25 年度容器包装利用・製造等実態調査及び分析事業」の公サ法 7 条 8 項の規定に基づく事業評価(案)²では、「本事業の実施に当たり、確保されるべき質として設定された項目はいずれも達成されており、実施経費についても従来経費に比べ 3,500 千円(8%)削減されているなど業務は良好に実施されたものと評価できる」と、市場化テスト 1 期目は良好な実績とされている。2 期目(表 3-2-5-1 の 2014 年度事業)の入札について、「平成 25 年度は 2 者の応札があったが、平成 26 年度は 1 者であった。これは市場化テストの枠組みにより一定の競争を経て、競争性を阻害するような内容ではない実施要項の下での結果であるが、改善の余地はあるものと考えられる」と指摘されている。市場化テストを 2 期で終えた後の入札では、業務が「抽出計画作成等事業」と「統計表

¹ 「公的統計市場に関する年次レポート 2012」pp.62-67、「公的統計市場に関する年次レポート 2013」pp.72-77

² 総務省第 138 回官民競争入札等監理委員会(会議資料)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/kanmin/03shingi06_02600722.html

作成等事業」の2つに分割されるなど、(3)②(イ)で述べた応札者を増やすための仕様書の改善が行われたが、新規参入者にとってなかでも参入障壁が高いのは、「統計表作成等事業」における集計・拡大推計・比率等算出の業務と思われる。方法について仕様書の添付資料で説明されているものの、新規参入者には実際の作業がイメージしづらく、提案書の作成では不利となる。「統計表作成等事業」の事業者との連携を要する「抽出計画作成等事業」についても、元来1つの事業であることから結果的に参入しにくくなる。

ここでは、市場化テストで良好な実績と評価され、市場化テスト終了後も引き続き過去の実施等についての情報開示がなされ、コスト積算のしやすい仕様書が提示された場合でも、業務の一部が新規参入者にとって明確でない場合、参入障壁は下がらない場合があることを指摘しておく。

表 3-2-5-3 市場化テスト終了後の仕様書の「競争性改善上のチェックポイント」による評価

	○ 件数	△ 件数	× 件数	非 該 当 件 数	合 計
1. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について	5	3	1	4	13
2. 実施期間について	-	-	-	1	1
3. 入札参加資格について	3	-	2	5	10
4. 入札参加者の募集について	7	1	-	1	9
5. 落札者決定のための評価基準等について	8	-	-	3	11
6. 情報遮断のための措置について【官民競争入札の場合のみ】					-
7. 情報開示について	8	3	-	11	22
8. 使用させることができる国有財産について					-
9. 対象公共サービスの従事者となることを希望する者について【官民競争入札のみ】					-
10. 適用される法令の特例について					-
11. 報告すべき事項等民間事業者が講ずべき措置について	6	1	2	1	10
12. 損害賠償について	-	-	-	1	1
13. 評価について	-	-	-	1	1
合計	37	8	5	28	78
(再掲)☆競争性の改善について、特に留意すべき項目の合計	11	2	2	5	20

別表 J M R A 公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008～2015 年度の活動概要

年度	2008 年度 2008.4～2009.5		2009 年度 2009.6～2010.5
報告書 サブタイトル	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して		魅力ある公的統計市場の確立を目指して
小委員会名称	「応札業務に関する諸問題検討」小委員会		「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会
小委員会の テーマ	●「入札説明書」「仕様書」の問題点整理と対応の方向性 ●「契約書」における問題点の整理と対応への方向性 ●評価方式での問題点整理と対応への方向性		●統計調査の民間委託に係るガイドラインの受託者視点での問題点整理 ●民間版ガイドラインの検討視点としてのガイドラインを超えた課題検討と提案
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討		ガイドラインのレビュー：解体新書の読込みによる問題提起と解決への方向性の検討
検討対象案件	仕様書	総務省：家計消費状況調査 総務省：サービス産業動向調査 厚生労働省：社会福祉施設等調査 及び介護サービス施設・事業所調査	●統計調査の民間委託に係るガイドライン(2009年4月1日改正版) ●総務省政策統括官(統計基準担当)との意見交換及び2010年2月9日の「第21回統計調査分科会」でのJMRA説明資料
	契約書	(上記3調査に加えて) ●経済産業省：特定サービス産業実態調査 ●経済産業省：産業技術動向調査	
まとめ	ガイドライン改訂への要望点として。 ●仕様書の表現統一 ●参入障壁の緩和 ●情報開示例として、総合評価の配点及びフィードバック、公表方法の府省間統一 ●契約条項の表現・基準統一(特に、再委託、瑕疵担保、仕様変更対応など)		ガイドラインにある「統計調査の適正な実施の確保」として。 ●競争参加資格に関する府省間基準統一(格差是正) ●品質／的確な仕様書作成/契約書に関するガイドライン具体化 民間版ガイドライン視点からの要望として ●コスト認識/パートナーシップのあり方/府省間での標準化項目/PDCAのありかた
ガイドライン変遷	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(改正 2007年5月30日)。		同(改正 2009年4月1日)。レポート作成後に、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(改正 2010年3月25日)。
チェックリスト変遷			
官の会議への参加			●2010.2.9に統計調査分科会で委員会活動報告 ●2010.4.26 総務省政策統括官室との意見交換(公的統計全般)
官の対応状況など			* 総合評価結果の応札者へのフィードバックがあった * 役員住民票提出は応札時から落札時に変更

(別表 続き)

年度	2010 年度 2010.6～2011.5	2011 年度 2011.6～2012.5				
報告書サブタイトル	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して				
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「民間版ガイドライン検討」小委員会				
小委員会の テーマ	● ミニマムスタンダードとしてのガイドラインとは ● 会計法案件と公サ法案件の比較検討 ● 応札書類標準化への確認点整理	● 公サ法案件における実施要項チェックリスト準拠浸透度 ● 総合評価方式の現状 ● 応札における書類対応				
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討				
検討対象案件	● 総務省：科学技術研究調査公サ法に基づく実施要項チェックリストに基づく案件 ● 経済産業省：海外事業活動基本調査統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づく会計法案件	<table><tr><td>公サ法</td><td> ● 厚生労働省：就労条件総合調査 ● 農林水産省：農作物価統計調査 ● 経済産業省：企業活動基本調査 ● 内閣府：消費動向調査 </td></tr><tr><td>会計法</td><td> ● 総務省：サービス産業動向調査 </td></tr></table>	公サ法	● 厚生労働省：就労条件総合調査 ● 農林水産省：農作物価統計調査 ● 経済産業省：企業活動基本調査 ● 内閣府：消費動向調査	会計法	● 総務省：サービス産業動向調査
公サ法	● 厚生労働省：就労条件総合調査 ● 農林水産省：農作物価統計調査 ● 経済産業省：企業活動基本調査 ● 内閣府：消費動向調査					
会計法	● 総務省：サービス産業動向調査					
まとめ	実施要項チェックリスト準拠度として。	実施要項チェックリスト準拠の浸透度として。 ● 公サ法案件の準拠度は対象府省とも高い				

	1件の公サ法案件のみではあったが、チェックリスト準拠度は高い - 会計法案件は情報開示が公サ法案件より低かった。 - 仕様書、実施要項のさらなる比較の必要性 - 応札手続きの標準化を公サ法・会計法案件及び府省別に整理	会計法案件の傾向は変わらない 総合評価の評価項目、加点基準とその透明性は依然として課題。但し、調査に特化したISO20252への記述はJMRAとしては歓迎
ガイドライン変遷	変更なし。	(改正 2012 年 4 月 6 日)
チェックリスト変遷	「2010 年 3 月 31 日付実施要項(案)チェックリスト(案)」	同左。2012 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」(内容は左記と同一)
官の会議への参加	2011.2.17 総務省政策統括官との意見交換(現行ガイドラインへの問題提起) 2011.12.13 上記のJMRA見解への回答という形での意見交換	
官の対応状況など	*「統計・データの質・マネジメント研究会」でISO 20252 の公的統計への適用可能性研究開始	*2012 年 4 月 6 日改正のガイドラインには、2011.12.13の意見交換でのJMRA意見が一部、取り入れられている。 *2011.11 に統計検定開始(統計調査士・専門統計調査士)

(別表 続き)

年度	2012 年度 2012.6～2013.5	2013 年度 2013.6～2014.5
報告書 サブタイトル	環境整備の進展と実効性の拡大を目指して	序章!公的統計のプロセス保証に向けて
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会の テーマ	- 会計法案件のガイドラインチェックリスト、会計法の実施要項に基づくチェック - 総合評価方式の課題 - 業務引継ぎにおける課題と対応	- 会計法から公サ法へ移行した案件の移行前後比較 - 会計法案件のガイドラインチェックリストに基づくチェック
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	(会計法) - 農林水産省&経済産業省:容器包装利用製造調査 - 経済産業省:エネルギー消費統計調査 - 総務省:通信利用動向調査 - 国土交通省:全国都市交通特性調査 - 厚生労働省:能力開発基本調査 - 農林水産省:農作物価統計調査 (公サ法) - 総務省:サービス産業動向調査	(公サ法) - 農林水産省&経済産業省:容器包装利用製造調査 (会計法) - 総務省:通信利用動向調査 - 国土交通省:宿泊旅行統計調査 - 厚生労働省:雇用動向調査
まとめ	チェックリストおよび要項の浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 - 郵送に関する具体的記述が欠ける - 会計法案件は情報開示が消極的であるので、今後の更なる公開を望む - 同一項目に関する評価が案件(省庁)ごとに異なる - 発注者が指導的立場で引き継ぎ監督を	チェックリストの浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 - 会計法から公サ法への移行後、ガイドラインの反映度が大きく高まったことが確認された - 業務実態に即した仕様書を。前年実績等の開示についてガイドラインにも明記することを望む 業務にふさわしい民間事業者を選定するために、作業量が読みづらい仕様書でなく必要な情報を十分盛り込んでほしい
ガイドライン変遷	(改正 2012 年 4 月 6 日)	同左
チェックリスト変遷	2011 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」	同左
官の会議への参加	総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」に参加し、「入札及び受託業務について」意見交換。	総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」においてISO20252の概要と取り組みについて説明し意見交換。
官の対応状況など	*2013 年 4 月(一社)日本品質管理学会「統計・データの質マネジメント」というシンポジウム開催(統計委員会委嘱)	*2014 年 3 月 25 日「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画)を閣議決定

(別表 続き)

年度	2014 年度 2014.6～2015.5	2015 年度 2015.6～2016.5
報告書 サブタイトル	産官学協働による公的統計調査の品質保証を！！	公的統計調査の品質保証へ向けて！！
小委員会名称	「ガイドライン推進」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会の テーマ	● 会計法案件のガイドラインチェックリストに基づくチェック ● 改正ガイドラインの前後比較	● 一者応札の改善に向け「競争性改善上のチェックポイント」に基づくチェック ● 会計法案件の公サ法適用に向けた課題
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	(会計法) ● 経済産業省：工業統計調査 ● 内閣府：景気ウォッチャー調査 ● 厚生労働省：生活衛生関係営業経営実態調査(放送法) ● 日本放送協会：全国個人視聴率調査	(公サ法) ● 国税庁：民間給与実態統計調査 (会計法) ● 経済産業省：外資系企業動向調査 ● 観光庁：訪日外国人消費動向調査 ● 国土交通省：住宅市場動向調査
まとめ	チェックリストの浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 ● 会計法であっても仕様書構成は公サ法の実施要項に準じた構成を望む。定量、定性分析どちらも求められる水準を明確にしてほしい ● 正確なコスト計算のため、前回実施状況の積極的な開示を	一者応札案件の競争性改善、公サ法適用案件の拡大への要望事項として。 ● 公サ法の趣旨が経費の削減であるとしても、事業の質を保つ上で、適正な予算は確保していただきたい ● 一部の業務内容が仕様書上で不明確なことが、参入障壁ともなるので、民間事業者の責任範囲を仕様書で明確に記載していただきたい ● 「事業所対象の郵送調査」以外の統計調査にも積極的な公サ法適用を ● 会計法案件でも公サ法基準を適用することで、応札者の拡大や民間事業者の創意工夫が期待できるはずである
ガイドライン変遷	(改正 2012 年 4 月 6 日)	同左
チェックリスト変遷	2011 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」	2015 年 3 月「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」
官の会議への参加	● 「平成 26 年度『公共サービス改革基本方針』の見直しに関する意見交換会」に参加 ● 厚生労働省と民間委託に関する意見交換会を実施。	● 2015.9.28 総務省政策統括官主催「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」に参加し、意見交換。 ● 2016.3.1 経団連経済政策本部と「公的統計調査における民間事業者の活用と育成について」意見交換
官の対応状況など	*2015 年 4 月より農林水産省で専門調査員の募集開始	*2016 年 2 月 23 日「公的統計の品質保証に関するガイドライン」改定

3.3 資格制度推進小委員会

3.3.1 資格制度推進小委員会の活動

(1) 目的

「統計検定」は2011年以降、一般財団法人統計質保証推進協会と一般社団法人日本統計学会が連携し、統計検定センターによって実施されている。当小委員会では、J M R A会員社における資格の普及を推進するため、「統計検定」の理解促進と課題の収集、および多方面への周知広報を行い、J M R A会員社にとって役に立つ資格制度への改善提言を行うことを活動の目的とした。ここでの統計検定資格とは、主に「統計調査士」「専門統計調査士」を指す。なお、統計検定資格の試験は例年11月末に行われており、2016年は11月28日(日)に実施された。

(2) 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- ・統計検定資格の受験者数合格者数等について
- ・統計検定資格の内容および試験制度全般について
- ・統計検定「統計調査士」「専門統計調査士」試験に対応する受験対策講座の企画および開催について
- ・統計検定資格に関連する諸機関との連携について

(3) 検討方法

本年度は、各課題に対して下記のような方法で検討を加えた。(1)統計検定資格の受験者数合格者数等については、公表されている統計検定全体の受験者数等の分析、J M R Aを通じた受験者数等の分析、当小委員会で実施したアンケートの分析等を行った。(2)統計検定資格の内容および試験制度全般については、委員の派遣等を通じて検討を加えている。(3)統計検定資格の受験対策講座の企画および開催については、講座日程や講師の調整、教材の検討等を行い、実際の講座開催を行った。(4)統計検定資格に関連する諸機関との連携については、資格制度の方向性や現状について、合格するための方策等情報交換を行うとともに今後の活動についての検討を加えている。

(4) 運営体制

担当した委員は次のとおりである。

◎(株)東京サーベイ・リサーチ	芦川勝彦
○(一社)中央調査社	山中博司
(株)ビデオリサーチ	朝倉真粧美
J M R A個人会員	岩間伸之
(株)イプソス・ジャパン	金子順勇
J M R A個人会員	小須田巖

◎：リーダー ○：サブリーダー

3.3.2 検討結果の要約

(1) 統計検定資格について

① 統計検定資格の内容および試験制度全般

当小委員会では、2011 年の創設当初から統計検定センターの活動に協力して資格制度の設計・検討に参画する形で活動を行ってきており、本年度も同様の活動を行っている。例年 11 月末に設定される試験日に合わせて活動しており、近年の活動は主に「専門統計調査士」の資格制度全般に関する検討等となっている。

② 統計検定資格の受験者・合格者の推移

2011 年から 2016 年までの受験者数・合格者数は以下のとおりである。

表 3-3-2-1 統計検定の受験者数・合格者数
統計調査士

年度	受験者数	合格者数	合格率
2011	286	167	58.4%
2012	302	149	49.3%
2013	403	170	42.2%
2014	410	156	38.0%
2015	404	148	36.6%
2016	452	245	54.2%

専門統計調査士

年度	受験者数	合格者数	合格率
2011	258	206	79.8%
2012	205	107	52.2%
2013	229	93	40.6%
2014	227	88	38.8%
2015	209	67	32.1%
2016	257	76	29.6%

出典（統計検定ホームページ）

受験者数は統計調査士が年々増加の傾向から 2015 年には頭打ちになったが、2016 年には一気に 50 人ほど受験者数を伸ばした。専門統計調査士の受験者数もここ数年の減少傾向を脱し、初年度と同程度までに回復した。後述するが、J M R A からの一括申請者は増えていないので、大学生や公務員、一般社会人などの受験者が増加したと推測される。

合格率は、統計調査士は2年続けて3割台であったが、2016年には5割台に回復し、初年度に次ぐ合格率となった。一方、専門統計調査士は年々合格率が低下し、とうとう3割を切る結果となった。専門統計調査士においては経験評価制度の終了も影響を及ぼしていると考えられる。

③ J M R A 会員社における統計検定受験者の推移

J M R A 会員社における受験者は、下記のように大別される。J M R A 事務局を通した一括申請(受験料割引制度)、会社単独申請、個人申請の3種類があり、このうち以下のデータは、J M R A 事務局を通した一括申請の数値である。

表 3-3-2-2 J M R A を通した受験者数

種別	統計調査士		専門統計調査士	
	社数	受験者数	社数	受験者数
2011	14	218	14	249
2012	14	196	11	161
2013	10	133	9	111
2014	8	55	8	45
2015	8	56	6	40
2016	5	54	4	40

表 3-3-2-3 総受験者数と J M R A 会員社受験者数

種別	統計調査士			専門統計調査士		
	総受験者数	J M R A 受験者数	J M R A の比率	総受験者数	J M R A 受験者数	J M R A の比率
2011	286	218	76.2%	258	249	96.5%
2012	302	196	64.9%	205	161	78.5%
2013	403	133	33.0%	229	111	48.5%
2014	410	55	13.4%	227	45	19.8%
2015	404	56	13.9%	209	40	19.1%
2016	452	54	11.9%	257	40	15.6%

出典 (J M R A からの団体申込者と単独申込者のデータから算出)

J M R A からの受験者数は、統計調査士・専門統計調査士ともに、直近3年間は同程度を保っている。しかしながら、受験者全体から見た J M R A 会員社の比率は、総受験者数が増えたことにより、過去最低となった。これは、受験者層が J M R A 会員社だけでなく、それ以外の大学生や公務員、一般社会人にも拡大しているためであると考えられ、今後もその傾向が続くと思われる。

(2) 統計検定資格の受験対策講座の企画および開催

① 統計検定資格の受験対策講座の企画

統計検定資格の受験対策講座は昨年と同時期の9～10月に設定し開催を企画した。資

格取得者の少ないと思われるインターネット調査を中心的な事業としている会員社を訪問し、経営層や人事・教育担当に対して資格制度の紹介を行った。

また、参照基準に対応させた出題傾向の分析は引き続き行っており、2014 年度・2015 年度の試験問題が収録された公式問題集が出版されたため、どの単元から出題がされているかが把握できる資料を作成し、配布した。

② 統計検定資格の受験対策講座の開催

J M R A 主催の受験対策講座は本年度で 3 回目の開催となった。各方面の協力を得て開催の運びとなり、一定の成果を得ることができた。各講座の具体的な内容と実績は下記のとおりである。

(イ) 統計学基礎講座

- ・ 日時：2016 年 9 月 20 日(火)10～17 時(受講者数 10 名)
- ・ 講師：小須田巖氏(J M R A 個人会員)
- ・ 講義内容：統計学の基礎を定量調査の手順に沿って学ぶ。具体的には、標本調査と母集団推計、無作為抽出の方法、標本誤差・代表値等。

(ロ) 統計学応用講座

- ・ 日時：2016 年 9 月 27 日(火)10～17 時(受講者数 10 名)
- ・ 講師：中山厚穂氏(首都大学東京大学院)
朝倉真粧美氏((株)ビデオリサーチ)
- ・ 講義内容：データ分析における統計手法の活用を学ぶ。具体的には、検定、相関関係、回帰・多変量解析、指数化等。

(ハ) データの利活用講座(専門統計調査士対応)

- ・ 日時：2016 年 10 月 4 日(火)10～17 時(受講者数 10 名)
- ・ 講師：芦川勝彦氏((株)東京サーベイ・リサーチ)
- ・ 講義内容：専門統計調査士の過去 4 年間の試験問題を中心に解説。具体的には、データ分析、精度評価、調査データ・分析結果まとめの手法等。

(ニ) 公的統計実務講座(統計調査士対応)

- ・ 日時：2016 年 10 月 11 日(火)10～13 時(受講者数 16 名)
- ・ 講師：鋤柄卓也氏((株)インテージリサーチ)
- ・ 講義内容：統計調査士の過去 4 年間の試験問題を中心に解説。具体的には、公的統計の役割、統計法規、統計調査の基礎的知識、統計調査員の役割等。

(ホ) 調査実施実務講座(専門統計調査士対応)

- ・ 日時：2016 年 10 月 11 日(水)14～17 時(受講者数 12 名)
- ・ 講師：鋤柄卓也氏((株)インテージリサーチ)
- ・ 講義内容：専門統計調査士の過去 4 年間の試験問題を中心に解説。具体的には、調査の企画・運営・実施、調査員指導等。

テキストは、(イ)(ロ)は講師著作の J M R A 発行オリジナルテキスト、(ハ)(ホ)は「日本

統計学会／公式認定：統計調査士・専門統計調査士公式問題集(2013～2015 年)」(実務教育出版)を中心に講師著作の補助教材を使用した。(ニ)では立教大学より「統計検定統計調査士試験 対策コンテンツ」の提供を受けて使用した。

また、各講座において受講者アンケートを実施した。結果の概要を以下に示す。

- ・ 講座を知ったきっかけ(複数回答)

いずれの講座でも「J M R A のホームページ」「自社内の告知やメール」の順にあがる。

- ・ 受講料の負担について(単一回答)

各講座とも「会社が全額負担」が7～8割弱を占める。

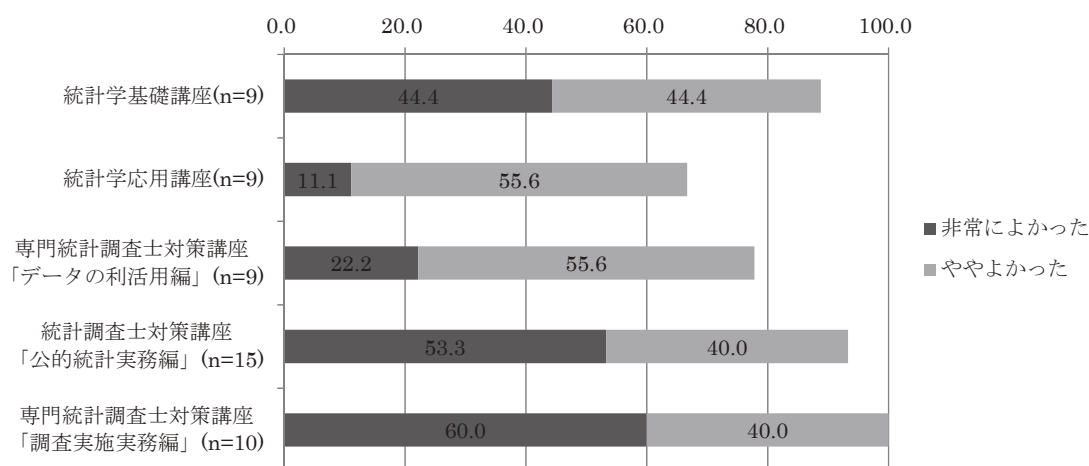
- ・ 所属(単一回答)

各講座でJ M R A 会員社からの参加が5割台半ば～8割。いずれの講座でも非会員社からの参加が2割程度あった。

- ・ 受講後の総合的な評価(単一回答・5件法)

「非常によかった」と「ややよかった」を併せた『よかった』は7割弱～10割。

表 3-3-2-4 受験対策講座における受講者アンケートの結果



相対的に評価が低い「統計学応用講座」では自由回答に「時間が足りない」「テキストの事前配布を希望」などの意見が寄せられており、今後の講座企画・運営に活かしていく。

③ 統計検定資格に対応する受験対策講座に関する会員社アンケートの結果

J M R A 会員社における受験対策講座の認知状況、および講座への参加状況を「調査インフラ等に関する実態調査」において質問している。

対策講座の認知状況は、「知っていた」が58%と、昨年度の67%から低下している。このうち、実際に「参加した」のは15%であった。

また、同調査では自由回答も聞いており、「講座への非参加理由」の主要な内容は、以下のとおりである。

- ・これら資格取得に関心が低いため。
- ・受験の必要性を感じないため。
- ・社として推奨していないため。
- ・当該資格保有者を緊急に要する状況ではなかったため。
- ・社内告知はせずに自己判断とした。
- ・社員の自主学習による受験としたため。
- ・業務がありタイミングを合わせるのが難しい。
- ・知らなかったから。

次に「資格に関する考えや意見」の実際の主要な内容は、以下のとおりである。

- ・調査士資格所有者が管理等の条件が見受けられるので、資格所有者を作っていきたいと思っている。
- ・興味はあるが、現状では取得の奨励までは検討していない。
- ・業界としては、資格自体の社会的な地位(価値や認知)の向上や、入札等の案件獲得時のメリット(有資格者割合が多いと加点等)を拡大させるような施策や活動があるとよい。
- ・業界全体が繁忙となる11月末に受験日が設定されていることが、受験者にとっての最大のネックである。
- ・統計調査士の試験に合格しないと専門統計調査士の資格を得られないが、専門統計調査士の試験に合格すれば資格を取得できるようになるとよいと思う。
- ・「専門統計調査士」は難易度が年々高くなり、実務家に取得してもらうという当初の目的から少しずれてきたように思う。
- ・「統計調査士」は、調査員が取得するには難しすぎる。調査員は高齢化しており、知識のみを問う試験はあまり勧められない。
- ・マーケティングリサーチャーは統計学の専門家ではなく、マーケティング上の課題解決を提案できるスペシャリストであるため、ビジネス課題の捉え方、解決方法の提案ができること、その結果を伝えるコミュニケーション力を強化する対策の方が急務である。

④ 次年度開催に向けた準備

本年度の受験対策講座実施後に講師および小委員会メンバーで協議を重ねた結果、来年度も受験対策講座を実施する方向となった。「統計調査士」「専門統計調査士」受験対策講座は、4年目を迎えることとなるが、統計検定資格の受験者数が頭打ちである課題があるため、これまでの反省や改善点を踏まえ、より効果的な講座を提供できるよう準備に着手している。

次回に向けた具体的な対策として、統計検定資格の必要性の啓蒙、募集活動の早期始動、スケジュールの分散、ターゲットの拡大、個別教材の見直し等が上がり、受験者を獲得するための対策として訪問先の選定を行っている。また、講師のアサインについてはすでに、ほぼ見通しが立っている状態である。なお、2017年度の試験は11月26日(日)に予定される。低合格率への対策、講座の形式、テキスト販売について検討を加え

ていく。

(3) 統計検定資格に関連する諸機関との連携について

① 立教大学社会情報教育研究センターとの連携

本年度も引き続き、同センター発行のテキスト「統計検定 統計調査士試験 対策コンテンツ」を受験対策講座において使用した。今後も改訂予定のヒアリングなどをはじめ、継続して連携をしていく。

② 公益財団法人 統計情報研究開発センターとの連携

同センターによって主催されている「統計実務基礎研修」は、国・都道府県・市区町村及び民間団体の統計実務担当職員を対象として、統計の理論と応用、統計の作成と利用方法等国の統計実務に必要な知識及び技術の習得を図る目的として、毎年5月下旬～6月初旬に1.5日で実施されている。なお、2017年度は6月2日～3日に開催が予定されている。

統計検定試験向けの講座ではないが、必要な知識の獲得に有意義なコンテンツであるため、例年J M R A会員社から受講者が参加している。2016年度は、3社10名が参加した。例年、当小委員会として統計検定の受験希望者に推奨をしており、今後も参加を促していく。

第 4 章 公的統計調査における民間活用の状況と課題

第4章 公的統計調査における民間活用の状況と課題

4.1 公的統計調査における民間活用の状況

4.1.1 各府省における民間活用の状況

国の機関で実施される統計調査に係る事務の民間委託の状況については、総務省政策統括官(統計基準担当)が「統計法施行状況報告」にまとめており、12の統計調査事務(①調査企画、②標本設計、③標本抽出、④実査準備、⑤実査、⑥内容検査、⑦符号格付け、⑧データ入力、⑨チェック等、⑩統計表作成、⑪結果審査、⑫調査票の保管)ごとにその状況が報告されている。ちなみに最新の平成27年度(平成28年6月公表)の状況報告では、「当該年度に実施した統計調査に係る事務については、230統計調査中191統計調査(全体の83.0%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。」とある。統計事務の種類のうち民間調査会社の事業領域と合致している④実査準備から⑩統計表作成までの中流工程の委託率が50%以上あり、半数以上の統計調査が民間調査会社で対応することが可能だともいえる。また民間委託の状況を5年前の平成22年度と比較すると総合的な民間委託率では3ポイント強とそれほど伸びてはいないが、統計調査事務の作業割合の多い④実査準備で10ポイント弱、⑤実査で20ポイント弱と民間委託率の伸び率が高く、統計調査の民間委託が拡大しているといえる(表4-1-1-1を参照)。

表4-1-1-1 統計事務の種類別民間委託の状況(平成27年度)

平成27年度			統計事務の種類別件数												全統計調査件数
			① 調査 企画	② 標本 設計	③ 標本 抽出	④ 実査 準備	⑤ 実査	⑥ 内容 検査	⑦ 符号 付け	⑧ デー タ入 力	⑨ チェッ ク等	⑩ 統計 表作 成	⑪ 結果 審査	⑫ 調査 票の 保管	
府 省 全 体	当該事務が存在する統計調査件数		230	164	159	220	229	227	79	218	229	230	229	227	230
	うち民間委託を実施しているもの	件数	19	26	48	120	122	116	50	162	130	127	51	59	191
		(割合:%)	(8.3)	(15.9)	(30.2)	(54.5)	(53.3)	(51.1)	(63.3)	(74.3)	(56.8)	(55.2)	(22.3)	(26.0)	(83.0)
平成22年度との民間委託率の差(%)			1.9	6.5	6.7	9.1	19.5	4.3	17.6	2.9	2.6	3.8	5.7	-0.6	3.1

出典(総務省政策統括官(統計基準担当) 平成27年度 統計法施行状況報告)

(1) 統計調査における民間活用の状況

当委員会ではJ M R A会員社の公的統計市場への参入を促進するため、個別の統計調査業務の落札情報を各府省のホームページに掲載されている調達情報又は公共調達の適正化に基づく競争入札に係る情報の公表等で入手し、統計調査における民間活用の規模について取りまとめている。表4-1-1-2は統計調査における民間活用の状況を府省別に整理した表となっている。この表から2016年度府省全体では契約金額63.9億円(92本)となっており、昨年度と比較して契約金額が3.8億円の増加となっている。府省別の契約状況を契約金額の高い順でみると経済産業省が契約金額25.9億円(25本)、次いで総務省が契約金額17.2億円(7本)、国土交通省が契約金額7.3億円(18本)となって

いる。経済産業省の契約本数が多いのは管轄する統計調査の本数が多く、民間活用に積極的であることが背景にあり、その状況が契約金額にも反映され最も高い金額になっていると考えられる。さらに、2016年度は昨年度から引き続き「経済センサス活動調査(本社一括等直轄調査)」の契約金額が計上されていることも影響している。

表 4-1-1-2 統計調査における府省別の民間活用の状況

		2015年度	2016年度	増減
内 閣 府	金額	3.7	3.4	-0.3
	本数	11	8	-3
総 務 省	金額	9.6	17.2	7.6
	本数	7	7	0
財 務 省	金額	0.4	0.4	0.0
	本数	1	2	1
文 部 科 学 省	金額	0.3	0.1	-0.2
	本数	2	2	0
厚 生 労 働 省	金額	5.4	4.4	-1.0
	本数	10	7	-3
農 林 水 産 省	金額	3.9	3.0	-0.9
	本数	10	17	7
経 済 産 業 省	金額	28.8	25.9	-2.9
	本数	27	25	-2
国 土 交 通 省	金額	5.3	7.3	2.0
	本数	16	18	2
環 境 省	金額	2.5	2.1	-0.4
	本数	7	6	-1
法 務 省	金額	—	—	—
	本数	—	—	—
合 計	金額	60.1	63.9	3.8
	本数	91	92	1

注 1 表中の金額は単位:億円、本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を除いている。

注 4 金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 委託先別の契約状況

委託先別の契約状況を契約金額の高い順にみると、J M R A 会員社が契約金額 48.3 億円(37 本)となっており、次いでその他民間が契約金額 8.6 億円(38 本)、シンクタンクの契約金額 4.9 億円(4 本)となっている。昨年度に引き続き契約金額では J M R A 会員社が最も高い金額となっているものの、契約本数ではその他民間が J M R A 会員社を抜き最も本数が多くなっている。また委託先別の平均契約単価では J M R A 会員社が 1 億 3,059 万円、次いでシンクタンクが 1 億 2,366 万円となっている。J M R A 会員社の平均契約単価が他の委託先よりも高い理由は、統計調査における事務作業量の多い「実

「実査準備」「実査」「内容検査」等を含む業務を受託していることに起因していると考えられる。府省の統計職員の人数削減が進んでおり、今後も事務作業量の多い「実査準備」「実査」「内容検査」の民間委託率が伸びてくることが予想される。「実査準備」「実査」「内容検査」といった統計調査における事務は民間調査会社の事業領域と合致していることから、2017 年度以降も引き続き J M R A 会員社の受託割合が高くなると予想される。

表 4-1-1-3 統計調査における委託先別の民間活用の状況

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
J M R A 会 員 社	金額	36.6(60)	19.2(47)	38.1(68)	42.1(70)	48.3(76)
	本数	32(30)	32(33)	31(35)	36(40)	37(40)
シ ン ク タ ン ク	金額	13.0(21)	7.4(18)	4.5(8)	5.4(9)	4.9(8)
	本数	17(16)	11(11)	5(16)	6(7)	4(4)
そ の 他 の 民 間	金額	9.1(15)	8.9(22)	10.1(18)	9.8(16)	8.6(13)
	本数	36(34)	35(36)	39(44)	34(37)	38(41)
団 体	金額	2.7(4)	5.1(13)	3.2(6)	2.8(5)	2.1(3)
	本数	20(19)	19(20)	14(16)	15(16)	13(14)
合 計	金額	61.4(100)	40.6(100)	55.9(100)	60.1(100)	63.9(100)
	本数	105(100)	97(100)	89(100)	91(100)	92(100)

注 1 表中の金額は単位:億円、本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を除いている。

注 4 ()内は、構成比:%を表している。

注 5 構成比は小数点第 1 位、金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(3) 公共サービス改革法が適用されている統計調査業務の契約状況

公共サービス改革法(以下、「公サ法」という)が適用されている統計調査業務は 6 府省で 17 本、契約金額 15.9 億円となっている。昨年度と比較して本数は変わらないものの、契約金額が増加している。府省別にみると契約本数では農林水産省が 6 本と最も多く、次いで経済産業省が 4 本となっている。契約金額では総務省が 7.5 億円と最も多く、次いで厚生労働省が 3.1 億円となっている。委託先別にみると、J M R A 会員社が 10 本、13.6 億円と契約本数、契約金額ともに最も多く、契約総額の 85%を占めている。この状況は過去 5 年間同様の傾向にあり、公サ法適用案件が民間調査会社にとって取り組みやすい案件であることを示している。J M R A としては公サ法適用案件の今後の動向に注視していくとともに、公共サービス改革推進室との意見交換を積極的に行っていく所存である。

表 4-1-1-4 公サ法が適用されている統計調査業務の府省別民間活用の状況

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
内 閣 府	金額	189 (17)	100 (9)	100 (8)	100 (8)	- -
	本数	2 (13)	1 (7)	1 (6)	1 (6)	- -
総 務 省	金額	387 (35)	387 (36)	389 (32)	389 (32)	745 (47)
	本数	2 (13)	2 (13)	2 (11)	2 (12)	3 (18)
財 務 省	金額	23 (2)	23 (2)	53 (4)	40 (3)	40 (3)
	本数	1 (7)	1 (7)	1 (6)	1 (6)	1 (6)
厚生労働省	金額	203 (18)	203 (19)	203 (17)	311 (26)	311 (20)
	本数	2 (13)	2 (13)	2 (11)	2 (12)	2 (12)
農林水産省	金額	185 (17)	185 (17)	185 (15)	191 (16)	248 (16)
	本数	5 (33)	5 (33)	5 (28)	5 (29)	6 (35)
経済産業省	金額	110 (10)	152 (14)	257 (21)	161 (13)	229 (14)
	本数	1 (7)	2 (13)	5 (28)	4 (24)	4 (24)
国土交通省	金額	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	- -
	本数	1 (7)	1 (7)	1 (6)	1 (6)	- -
環 境 省	金額	5 (0)	16 (1)	16 (1)	16 (1)	16 (1)
	本数	1 (7)	1 (7)	1 (6)	1 (6)	1 (6)
合 計	金額	1,106 (100)	1,071 (100)	1,207 (100)	1,212 (100)	1,589 (100)
	本数	15 (100)	15 (100)	18 (100)	17 (100)	17 (100)

注 1 表中の金額は単位:百万円、本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 石油産業情報化推進調査は「石油設備調査」「石油輸入調査」「石油製品需給動態統計調査」の3統計まとめでの契約であるが本数は3本としている。

注 4 2016年度には「産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査」を1本としてカウントし、金額・本数に含んでいる。

注 5 ()内は、構成比:%を表している。

注 6 構成比及び金額は小数点第1位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

表 4-1-1-5 公サ法が適用されている統計調査業務の委託先別民間活用の状況

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
J M R A 会 員 社	金額	1,069 (97)	996 (93)	970 (80)	1,104 (91)	1,357 (85)
	本数	11 (73)	11 (73)	11 (61)	10 (59)	10 (59)
シ ン ク タ ン ク	金額	0 (0)	42 (4)	42 (3)	0 (0)	0 (0)
	本数	0 (0)	1 (7)	1 (6)	0 (0)	0 (0)
そ の 他 の 民 間	金額	31 (3)	27 (2)	86 (7)	68 (6)	65 (4)
	本数	3 (20)	2 (13)	2 (11)	3 (18)	2 (12)
団 体	金額	6 (1)	6 (1)	108 (9)	40 (3)	168 (11)
	本数	1 (7)	1 (7)	4 (22)	4 (24)	5 (29)
合 計	金額	1,106 (100)	1,071 (100)	1,207 (100)	1,212 (100)	1,589 (100)
	本数	15 (100)	15 (100)	18 (100)	17 (100)	17 (100)

注 1 表中の金額は単位:百万円、本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 石油産業情報化推進調査は「石油設備調査」「石油輸入調査」「石油製品需給動態統計調査」の3統計まとめでの契約であるが本数は3本としている。

注 4 2016年度には「産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査」を1本としてカウントし、金額・本数に含んでいる。

注 5 ()内は、構成比:%を表している。

注 6 構成比及び金額は小数点第1位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(4) 統計調査業務の複数年契約の状況

統計調査業務のうち、複数年契約を行っているのは 22 本で非公表の 3 件を除く全業務の 24%を占めている。複数年契約となっている業務では公サ法適用案件が大半を占めており 17 本となっている。また 3 年契約以上が 20 本と複数年契約の主流となっている。3 年以上の複数年契約は民間事業者側の視点からすると、経営安定化とノウハウの蓄積に繋がるため需要が高いと考えられる。

表 4-1-1-6 民間活用をしている統計調査業務の複数年契約の状況

		J M R A 会員社	シンクタンク	その他の民間	団体	計
契約年数	2年	2本	-	-	-	2本
	3年	7本	-	2本	5本	14本
	4年	1本	-	1本	-	2本
	5年	4本	-	-	-	4本
計		14本	-	3本	5本	22本

注 1 契約者、契約金額等入札情報が非公表の 3 件を除いている。

4.1.2 調査手法による民間活用の状況

調査手法別の民間活用の状況では、「郵送・オンライン調査」が 47 本(50%)と最も多く、次いで「郵送調査」が 17 本(18%)となっている。ここ 5 年間の状況をみると、統計調査の手法ではオンライン併用型郵送調査が主流となっている傾向に変わりがない。単一型か併用型かの視点でみると、単一の調査手法を採用している統計調査は 26 本(27%)と、ここ 5 年間で最も少ない本数となっている。また調査手法に「オンライン調査」が含まれている統計調査は 67 本で昨年度と比較すると 4 本増加しており、統計調査へのオンライン調査の導入が確実に進んでいる。これは平成 27 年国勢調査で郵送調査、調査員調査に加えオンライン調査を導入し、複数の調査手法によって成果が得られたことによるものと考えられ、今後もオンライン調査の積極的な活用と複数調査手法の採用が行われていくと考えられる。この他では、調査員調査を含む併用型調査がここ 5 年間で 6 本増加している。これは回収率を向上させる手段として併用型調査の 1 手法に調査員調査が採用されていると考えられる。ここ 5 年の傾向から、統計調査の調査手法を見直す際には併用型の調査手法が採用される可能性が高く、統計調査業務を受託する民間事業者には複数の調査手法に熟知していることが要求される。

表 4-1-2-1 調査手法別の契約状況

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
調査員調査	7(7)	6(6)	5(6)	9(10)	6(6)
郵送調査	28(26)	33(34)	20(22)	18(19)	17(18)
オンライン調査	5(5)	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)
調査員・オンライン調査	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)
郵送・調査員調査	6(6)	6(6)	7(8)	4(4)	5(5)
郵送・オンライン調査	47(44)	38(39)	40(45)	43(46)	47(50)
郵送・FAX調査	1(1)	2(2)	1(1)	0(0)	0(0)
郵送・オンライン・FAX調査	6(6)	7(7)	7(8)	10(11)	7(7)
郵送・オンライン・調査員調査	0(0)	0(0)	3(3)	4(4)	5(5)
郵送・調査員・オンライン・FAX調査	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)
オンライン・電話・FAX調査	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)
郵送・調査員・オンライン・電話・FAX調査	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
その他	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	106(100)	97(100)	89(100)	94(100)	95(100)

注 1 表中の数字は契約本数を表しており、単位：本となっている。

注 2 ()内は、構成比：%を表している。

注 3 構成比は小数点第 1 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

注 4 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注 5 2012 年度のその他は、「郵送、FAX、電子メール」「郵送、ヒアリング」「資料収集」が各 1 本となっている。

注 6 2013 年度以降は「電子メール」「電話自動応答システム等」をオンライン調査の範疇に入れている。

注 7 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を含めている。

4.1.3 調査周期別の民間活用の状況

調査周期別の民間活用の状況では「毎年」の調査周期が 43 本(45%)と最も多く、次いで「毎月」の調査周期が 21 本(22%)となっている。「毎年」の調査周期が昨年度に比べ 2 本減少しているのは、経済センサス活動調査が 2016 年に実施され、経済産業省の構造統計 2 本が休止になったことによる。また 2016 年では経済産業省の動態統計で新たに 1 本が民間委託となり、昨年度と比較して「毎月」の調査周期が 1 本増加している。

表 4-1-3-1 調査周期別の民間活用の状況

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
毎 月	23(22)	18(19)	20(22)	20(21)	21(22)
四 半 期	5(5)	5(5)	5(6)	5(5)	6(6)
半 年	3(3)	3(3)	2(2)	3(3)	4(4)
毎 年	48(45)	51(53)	46(52)	45(48)	43(45)
2 年	1(1)	4(4)	3(3)	6(6)	4(4)
3 年	1(1)	1(1)	1(1)	3(3)	0(0)
4 年	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5 年	18(17)	9(9)	3(3)	4(4)	8(8)
10 年	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
不 定 期	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)
一 回 限 り	6(6)	4(4)	7(8)	6(6)	8(8)
そ の 他	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
合 計	106(100)	97(100)	89(100)	94(100)	95(100)

注 1 表中の数字は契約本数を表しており、単位：本となっている。

注 2 ()内は、構成比：%を表している。

注 3 構成比は小数点第 1 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

注 4 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を含めている。

4.2 民間調査会社における調査インフラ等の整備状況

当委員会では民間調査会社の調査インフラ等の整備状況や公的統計調査業務への対応状況を把握することを目的に、J M R A 正会員社 126 社を対象とした「調査インフラ等に関する実態調査(以下、『実態調査』という)」を行っている。本年度の実態調査では「全省庁統一資格のランク」「調査員の保有状況」「社員の資格保有状況」「各調査手法の実施状況」「官公庁業務とのかかわり」等について尋ねる内容となっており、69 社から回答を得ている(巻末資料の「資料 1. 調査インフラ等に関する実態調査報告書」を参照)。

4.2.1 民間調査会社における資格の保有状況

(1) 全省庁統一資格の登録状況

府省の入札に必要な参加資格である全省庁統一資格に登録している J M R A 会員社は、30 社で昨年の 28 社より 2 社増加している。内訳は「A ランク」が 4 社、「B ランク」が 7 社、「C ランク」が 17 社、「D ランク」が 2 社となっており、「未登録等」が 43.5%であった。また「A ランク」と「B ランク」を合わせると 11 社になり、昨年度と比較すると 1 社増加している。府省や地方公共団体では引き続き統計職員の削減が進み、統計調査における民間事業者の活用が一層促進されることが予想される中で、受け皿となる民間調査会社の全省庁統一資格の登録数が増加していることは評価したい。また J M R A 会員社の中で「A ランク」と「B ランク」に格付けされる民間事業者が増えていくことは、大型化する府省の統計調査業務の受け皿が増え、一者応札の改善に繋がっていくといえる。

(2) ISO20252 の取得状況

民間調査会社の品質保証に対する取り組み指標の1つとして、国際規格であるISO9001やISO20252等の認証取得件数があげられる。ISO9001がマネジメントシステムに関する認証であるのに対し、個々の業務単位でのプロセスを認証するのがISO20252となっている。このISO20252を取得している企業数は2010年に2社が取得し、以降取得企業数が増え続け現在では8社となっている。ISO20252の取得を検討している企業が2社あることから、取得企業数が2桁となるのには時間が掛からないと考えている。

民間調査会社の品質保証の取り組みに対して、府省では統計調査における民間活用の標準的な指針である「統計調査における民間事業者の活用に関するガイドライン」を2017年(平成29年)3月に改正し、統計調査業務におけるプロセス保証の導入を明示した。その内容としては「統計調査業務の質を確保するための業務の追加(業務履行内容が追跡可能な記録の確保、業務従事者への教育・訓練の実施等)」「内部監査又は内部評価の実施とその結果の報告」「プライバシーマーク等の個人情報に関する資格・認定を入札要件に設定、統計調査業務の質の維持・向上に効果的な資格・認定を加点要件等に設定」等が示されている。「統計調査における民間事業者の活用に関するガイドライン」が改正されるまでの過程では、2015年9月と2016年8月に総務省政策統括官(統計基準担当)の主催による「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」と民間調査会社との意見交換会が開催され、JMRAは民間調査会社の代表として参加している。この意見交換会では、公的統計調査へのISO20252および検討段階の公的統計調査のプロセス指針と要求事項への対応可能性、当該ガイドラインの方向性についての意見交換が行われた。公的統計調査のプロセス指針と要求事項は、(一社)日本品質管理学会が発行する規格で、府省の協力を得て実際の公的統計調査の実行プロセスをISO20252要求事項に基づき評価と妥当性の検証を経て策定されている。この規格の基本となっているのはISO20252であることから、JMRAとしてはISO20252を取得している会員社が統計調査業務を受託し遂行することで、民間調査会社の品質保証への取り組み姿勢を府省に示す機会だと考えている。

(3) 社員の資格保有状況

本年度の実態調査では各社の社員における調査スキルを測る資格として、日本統計学会の「専門統計調査士」「統計調査士」、社会調査協会の「専門社会調査士」「社会調査士」の資格保有状況を調査している。この結果をみると専門統計調査士の資格保有者が240人(回答社23社)、統計調査士が238人(回答社24社)、専門社会調査士が36人(回答社7社)、社会調査士が47人(回答社10社)となっている。JMRA会員社の「専門統計調査士」「統計調査士」の受験者数は2014年に大幅な減少があり、以降3年間は横ばいという傾向になっている。この傾向は、各社の調査実務担当者が受験済みという点で止むを得ない傾向だと考えられる。しかしながら統計調査における民間事業者の活用が推進されている状況において、受け皿となる民間調査会社では統計調査実務に必要な知識を持った人材を十分に確保しておくことが重要だと考えている。当委員会では2015年度

に引き続き「専門統計調査士」「統計調査士」の資格取得に向けた受験対策講座を実施しており、その講座の認知や参加状況についても調査している。その結果では認知度が58%(昨年度67%)と下がっているものの、社員が講座に参加した事業者数が15%(昨年度12%)と増加している。これは当委員会が行っているJ M R A内外への広報周知活動によるもので、引き続き「専門統計調査士」「統計調査士」の資格保有者数の増加に向けた取り組みを行っていく。

4.2.2 民間調査会社における調査員の保有状況

(1) 調査員の保有状況

調査員を保有しているJ M R A会員社は36社で、このうち調査員を通年で募集しているのは9社となっている。調査員を保有している36社のうち訪問調査員を保有しているのは27社であり、1社当たり平均約407人の調査員を保有している。2015年度の年次レポートでは訪問調査員が前年対比で2割減少となっていると報告したが、2016年度は昨年と比較すると1社当たりの保有調査員数が26.5人増加しており増加傾向に変わっている。本年度の実態調査では調査員の確保や育成に最も注力していることについて尋ねており、その結果をみると調査員を保有しているJ M R A会員社が調査員の確保で最も注力していることは、「既存調査員から紹介」や「パートナー会社の利用」等がある。訪問調査員を保有しているJ M R A会員社が調査員の確保策に取り組んでおり、その成果がでてきていると考えられる。

調査員を取り巻く環境では、最も多い回答が「調査員の高齢化」で約9割、次いで「調査員のなり手の減少」が約8割となっている。この結果は昨年度と同様の傾向となっており、引き続き調査員の高齢化となり手の減少が調査員調査を取り巻く環境の大きな課題となっている。またJ M R A会員社の調査員のなり手不足の対策としては、「複数地点をかけもちで担当してもらう」が約5割と最も多く、次いで「同業他社との連携や調査員の貸し借り」が約4割となっている。

表 4-2-2-1 J M R A 会員社の調査手法別保有調査員数

	2015年度		2016年度		増減	
	保有社数(社)	平均人数(人)	保有社数(社)	平均人数(人)	保有社数(社)	平均人数(人)
訪問調査員	26	380.1	27	406.6	1	26.5
ミステリーショッパー	19	232.6	18	132.7	-1	-99.9
電話調査	14	42.4	15	30.9	1	-11.5
C L T	20	59.1	21	85.7	1	26.6
来店客・来街者	-	-	19	134.6	-	-
その他	16	89.4	9	81.1	-7	-8.3
合計	33	454.9	33	547.7	0	92.8

注 1 ミステリーショッパーとは覆面調査のこと、CLTとはセントラルロケーションテスト(会場テスト)の略。

注 2 調査員保有社数は 36 社であるが、各質問への回答は 33 社から得ている。

注 3 2015 年度では来店客・来街者の保有社数及び平均人数に関する質問をしていない。

(2) エリア別訪問調査員の保有状況

エリア別訪問調査員の保有状況は隔年調査となり 2015 年度は休止しているため、2014 年度と比較してみると「北海道」「東北」「東海」の 3 エリアを除き各エリアで訪問調査員の保有数が減少しており、民間調査会社の訪問調査への対応力が低下しているといえる。訪問調査員の保有人数が減少しているのは、調査員の高齢化やなり手不足といった環境にもよるが、調査員の活用機会が減少していることも影響していると考えられる。本年度の実態調査では、発注者について官民を問うことなく調査員(訪問)調査の実施本数を J M R A 会員社に尋ねており、その結果をみると昨年度と比較して 117 本減少している。この結果から官民ともに調査手法に調査員調査を用いる機会が減少しており、民間調査会社の訪問調査員の保有数減少の要因になっていると考えられる。

表 4-2-2-2 J M R A 会員社のエリア別訪問調査員の保有状況

	2014年度		2016年度		2014年度からの増減	
	回答社数(社)	平均人数(人)	回答社数(社)	平均人数(人)	回答社数(社)	平均人数(人)
北海道	19	27.2	16	32.1	-3	4.9
東北	17	56.8	16	62.6	-1	5.8
北関東	17	28.9	16	24.9	-1	-4.0
首都圏	25	129.6	23	123.5	-2	-6.1
北陸信越	17	47.4	17	45.2	0	-2.2
東海	21	58.3	19	60.5	-2	2.2
近畿	22	92.6	20	83.9	-2	-8.7
中国	18	49.8	17	41.3	-1	-8.5
四国	18	29.6	16	26.2	-2	-3.4
九州	20	93.6	18	84.2	-2	-9.4
総数	27	458.4	27	406.6	0	-51.8

4.2.3 民間調査会社における公的統計調査業務への調査手法別の対応力

(1) 調査手法別の実施状況

本年度の実態調査の結果をみると、2015 年度に訪問調査を実施した J M R A 会員社は 33 社で実施本数が 672 本であった。同様に郵送調査では 39 社 774 本、インターネット調査では 37 社 3 万 3,186 本が実施された。2014 年度と比較すると訪問調査の実施本数が 117 本の減少、郵送調査が 241 本の減少となっている。両調査の実施本数が年々減少している状況から、J M R A 会員各社とも訪問調査や抽出作業といった調査員の活用機会が減少しているといえる。一方でインターネット調査の実施本数は 7,883 本の増加となっており、調査手法が調査員調査や郵送調査からインターネット調査へと変更されている状況が顕著になっている。なお調査手法別の実施本数は、いずれの調査手法も公的統計調査業務だけでなく民間事業者からの委託調査の実施本数を含む本数であり、参考値として提示する。

(2) 公的統計調査業務への手法別参入希望

本年度の実態調査では、「府省からの委託業務への参入意向」「調査手法別の参入希望」を J M R A 会員社に尋ねている。その結果をみると、府省からの委託業務への参入意向は、「積極的に参入したい」及び「条件によっては参入したい」が 40.6%となっており、昨年度と比較して 24.5%減少している。規模別の参入意向では総従業員数 101 人以上の参入意向が 63.2%と高くなっている。公的統計調査は民間の調査よりも規模が大きく、業務の実施体制では複数の従業員が必要になることから、従業員が多い民間調査会社ほど参入意向が高くなると考えられる。

府省委託業務に参入意向を持っている J M R A 会員社の手法別の参入希望は、「訪問調査(事業所・企業)」と「郵送調査(一般世帯・個人)」が 54.2%と最も高く、次いで「郵送調査(事業所・企業)」が 50.0%であった。昨年度は「郵送調査」への参入希望が高かったのに対して、本年度では「訪問調査(事業所・企業)」の参入希望が高くなっている。昨年度まで減少傾向にあった訪問調査員の平均保有人数が増加傾向に変化しており、2017 年度以降の結果にもよるが民間調査会社の調査手法に関する取り組み方針に変化が生じた可能性がある。

(3) 公的統計調査業務の対応可能な最大サンプル数

民間調査会社のキャパシティを調べるため、昨年度の実態調査から「府省からの委託業務で自社が対応可能な最大サンプル数」という設問を設定した。本年度の実態調査の結果をみると、回答結果の平均値で訪問調査(一般世帯・個人)が約 1 万 1,745 サンプル、郵送調査(事業所・企業)が 32 万 4,000 サンプルであった。昨年度と比較すると郵送調査(一般世帯・個人)を除き、各調査手法の自社で対応可能な最大サンプル数が伸びており、民間調査会社の公的統計調査業務に対応するインフラ整備が進んでいると考えられる。

4.3 民間調査会社の課題とその対応

4.3.1 民間調査会社の調査インフラの整備状況と課題

総務省政策統括官(統計基準担当)が公表している「統計法施行状況報告」では、国の機関で実施されている230統計中191統計調査で民間委託が実施されており、中でも民間調査会社の事業領域と合致している「実査準備」の民間委託率が5年前と比較して10ポイント弱、同様に「実査」が20ポイント弱伸びている。当委員会独自の調べによる統計調査における民間活用の状況でも、2016年度は5年前と比較して契約金額が10.8億円増加しており、確実に統計調査における民間委託が進んでいるといえる。

このような国の動向に対し、その受け皿となる民間調査会社では調査インフラの整備が喫緊の課題となっている。「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」にプロセス保証が導入され、統計精度の維持・向上を推進するための有効な資格としてはISO20252があげられる。しかしながらISO20252認証取得企業数は、2017年5月時点で昨年度の同時期と同じく8社にとどまっている。認証取得を検討している企業が2社あり、近々10社となる見込みではあるが、伸び悩んでいるのも事実である。このような状況を打破するための方策として、統計調査業務への参入事業者促進が考えられる。その理由としては統計調査業務の落札方法には総合評価方式が用いられることが多く、落札に当たっては一定の評価が得られるISO20252の認証取得が重要な条件となるからである。当委員会としてはISO20252認証取得企業増加策の一環として、公的統計市場への参入メリットをJMR A内外に訴求していくことも検討する。

また統計調査手法の郵送調査への変更が進む中で、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」では、「郵送による実査業務、照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については積極的に民間事業者を活用する」とされており、郵送調査を中心に民間委託が拡大されていくことが予想される。JMR A会員社の調査手法別の対応能力については昨年度より実態調査で聴取しており、その結果をみると、自社で対応可能な郵送調査(事業所・企業)のサンプル数は昨年度と比較して、平均値で5.5万サンプル、最大値の社で50万サンプル増加している。この結果からJMR A会員社においては、国の動向にあわせて郵送調査に対応するためのインフラ整備が進められていると考えられる。

このほかに民間調査会社のインフラの整備状況を示す指標としては、人的リソースの整備状況があげられる。本年度の実態調査では総従業員数50人以上のJMR A会員社は39%となっており、昨年度と比較して4ポイント増加している。5年前の2011年度と比較しても9ポイント増加しており、各社とも従業員の確保を進めている状況がわかる。一方で統計の専門的な知識を持つ「統計調査士」「専門統計調査士」の育成状況については、両資格の総受験者数が昨年より48人増加しているものの、JMR A会員社からの受験者数は直近3年間で横ばいであり、各社の取り組みに変化が見られないのが現状である。統計調査の民間委託が進む中で、JMR A会員各社が受け皿となっていくためには、統計知識を持つ人材の育成に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えており、JMR Aとしては引き続き専門統計調査士・統計調査士受験対策講座の開催と、人材育成の新たな取り組みを検討しているところである。

表 4-3-1-1 総受験者数と J M R A 会員社受験者数

種別	統計調査士			専門統計調査士		
	総受験者数	J M R A 受験者数	J M R A の比率	総受験者数	J M R A 受験者数	J M R A の比率
2011	286	218	76.2%	258	249	96.5%
2012	302	196	64.9%	205	161	78.5%
2013	403	133	33.0%	229	111	48.5%
2014	410	55	13.4%	227	45	19.8%
2015	404	56	13.9%	209	40	19.1%
2016	452	54	11.9%	257	40	15.6%

出典（J M R A からの団体申込者と単独申込者のデータから算出）

4.3.2 民間調査会社の公的統計調査業務への参入動向と課題

2016 年度の統計調査における民間活用の状況については、前節でも記述しているとおり総額で 63.9 億円となっている。このうち約 25%(15.9 億円)を占めるのが公サ法適用案件であり、民間調査会社で構成する J M R A 会員社が 85%のシェアを獲得している。公サ法適用案件は「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント(以下、『チェックポイント』という)」に基づき「公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質」「落札者決定のための評価基準」「実施経費、業務量(業務従事日数含む)、目的の達成水準と達成状況、業務に必要な設備・能力等の情報開示」「民間事業者が講ずべき措置」「継続事業における前期の実施状況・評価結果」等が実施要項(仕様書を含む)に盛り込まれており、J M R A としては透明性の高い入札説明資料として高く評価している。J M R A 会員社は公サ法適用案件の実施要項が透明性の高い内容となっていることから、経費や業務量の適正な算出と業務リスクへの対策を十分に検討することができることが背景となり、受託実績が多いと考えられる。

公サ法は 2006 年(平成 18 年)7 月の施行から 10 年が経過しており、公サ法の適用除外となる終了プロセスに移行した案件が散見されるようになってきた。当委員会のガイドライン推進小委員会では、毎年 3 案件程度の公的統計調査業務についてチェックポイントに基づく実施要項の評価を行っている。本年度は公サ法適用案件から終了プロセスに移行した 3 案件を対象に終了プロセスへの移行前の実施要項と移行後の仕様書の比較・評価を行っている。その結果をみると 2 案件については終了プロセス移行前と移行後の評価が同程度であったものの、1 案件では移行後に 11 項目で評価が下がるという結果であった。以前から J M R A では公サ法適用案件だけでなく、会計法案件の仕様書にもチェックポイントを適用させた入札説明資料の作成を提案してきた。終了プロセスに移行した案件の仕様書の透明性を維持していくために、改めて会計法案件へのチェックポイント適用を提案していくとともに、公サ法の所管部署である総務省公共サービス改革推進室とは終了プロセス移行案件の仕様書が維持されるための取り組みについて意見交換等を行っていきたいと考えている。

また公サ法施行から 10 年を迎え、民間事業者の参入を促すため「A I ・ I o T の進展による業務分担」「サービス内容の変化や C S V (共通価値の創造)といった新しい動向

への対応等」「代替提案や性能発注、民間事業者へのインセンティブ付与」等の新たな取り組みが示された。これらの取り組みは公的統計調査業務の収益性を高める取り組みとして、J M R Aでも今後の動向に注目している。当委員会で実施している実態調査の結果をみると、公的統計調査業務の参入障壁となっている1つの要因として、収益性が見込めないとの意見があがっている。公サ法の新たな取り組みにより収益性確保が実現されることになれば、公的統計市場への参入企業の増加につながるのではないかと考えている。

4.3.3 統計調査における民間活用の展望

2017年(平成29年3月)に改正された「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」にはプロセス保証の導入と併せて、「委託契約の長期化」「共同事業体による入札参加の活用」「委託業務の分離調達への活用」「入札の競争性の確保等の観点から予定価格と全省庁統一資格の取得区分の関係によらない柔軟な入札参加資格の設定の検討」等の民間委託の裾野の拡大に関する内容が盛り込まれ、府省の統計調査における民間事業者の一層の活用が示された。この民間委託の裾野の拡大の取り組みのうち、J M R Aが提唱してきた「委託契約の長期化」や「共同事業体による入札参加の活用」が盛り込まれたことは、長期契約による経営の安定化に繋がるとともに、新たな枠組みによる入札参加の検討が可能となるため、民間調査会社の統計調査業務への参入意欲が高まると考えられる。しかしながら統計調査業務においては、共同事業体による入札参加の事例が少ないのが現状である。本年度の実態調査をみるとジョイント・ベンチャー形態での参入意向を示したJ M R A会員社は10%となっており、手続き面や事業者間の責任範囲・体制といったことに不安を抱く意見が散見された。共同事業体による入札参加を促進するためには、手続き面の事例紹介や共同事業体での成功事例を提示するとともに、事業者間の協議や調整等の時間を考慮した入札参加手続きの見直しが重要だと考えている。民間調査会社として統計調査業務の市場規模拡大と業務規模の大型化は歓迎されるものではあるが、現時点で受け皿となっている民間調査会社のキャパシティには限界があり、新たな受け皿の確保が必要となってくる。共同事業体での入札参加は、既に受け皿となっている民間調査会社と同等のキャパシティを持つ事業者の確保や新たな受け皿の育成に繋がるため、J M R Aとしても積極的に推進されるように支援していくことを考えている。

「委託業務の分離調達への活用」「予定価格と全省庁統一資格の取得区分の関係によらない柔軟な入札参加資格の設定」が「統計調査における民間事業者の活用に関するガイドライン」に盛り込まれたことについては、改正前に入札参加が困難であった民間事業者にも参入機会が与えられ、統計調査における民間活用で課題となっていた1者応札の改善に繋がっていくものと考えられる。しかしながら見方を変えると、「予定価格と全省庁統一資格の取得区分の関係によらない柔軟な入札参加資格の設定」については、入札参加資格の緩和とも受け止めることができ、I S O 20252 非取得企業や統計調査業務の実施経験が少ない民間事業者の受託増加が考えられ、これらの民間事業者がプロセス保証等の統計精度の維持・向上に向けた取り組みを遂行できるかの懸念が残る。民間調

査会社の代表の立場で「統計調査における民間事業者の活用に関するガイドライン」の改正に向けた意見交換に参加してきた J M R A としては、総務省政策統括官(統計基準担当)並びに関係府省と当該ガイドライン導入後の成果や新たな取り組みの進捗状況の共有と円滑に推進していくための改善提案や意見交換を実施していく所存である。

